OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.73

目次

≪改正情報≫	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応	2
申告書の押印廃止に対応	2
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応	3
合計表の押印廃止に対応	3
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応

「所得金額調整控除申告書」の特別障害者に該当する事実欄に、「扶養控除等申告書のとおり」が追加されました。
○[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]画面に、「扶養控除等申告書のとおり」欄が追加されました。
特別障害者がいて、所得金額調整控除申告書の提出区分が「1：提出あり」の場合は、自動的に「○」が付きます。
○[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書 － 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページに、「所得金額調整控除情報を印字する」設定が追加されました。チェックを付けると、所得金額調整控除申告書の要件に「○」がある人の氏名が印字されます。

≪ 関連メニュー≫
[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

- 申告書の押印廃止に対応

以下の申告書の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。
○給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
○給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
○給与所得者の保険料控除申告書

≪ 関連メニュー≫
・[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
・[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー

- 給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。
これに伴い、[給与支払報告書（総括表） － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。
また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。
印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

≪ 関連メニュー≫
[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応

[源泉徴収簿 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿を出力した場合に、以下の箇所が変更されました。
〇扶養控除等の申告欄：「・寡婦・特別の寡婦」「・寡夫」→「・寡婦」「・ひとり親」
〇欄外　　：「※所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載」→「所得金額調整控除の適用　有・無（※適用有の場合は⑩に記載）」
なお、「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿は応用用紙に印刷しますので、奉行サプライに変更はありません。

≪ 関連メニュー≫
[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

合計表の押印廃止に対応

以下の合計表の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。
〇法定調書合計表
〇配当等の支払調書合計表
〇利子等の支払調書合計表
〇非居住者の給与等の支払調書合計表

≪ 関連メニュー≫
・[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニュー

≪機能追加≫----------

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年９月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月４日時点
市町村辞書	2021年10月４日時点
電子申告辞書	2021年９月21日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.71

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年１月29日時点
銀行支店辞書	2021年２月１日時点
市町村辞書	2021年１月４日時点
電子申告辞書	2021年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.70

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応	2
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応	3
「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応	4
源泉徴収票の新様式に対応	4
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	5
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	7
住宅借入金特別控除等の改正に対応	7
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	8
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	8
≪機能追加≫	
☞ 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	9
搭載辞書を更新	9

≪改正情報≫----------

- **「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応**

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設により、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

当システムでは、[配偶者控除等申告書]メニューのメニュー名が[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。
上記メニューで、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を作成できるようになりました。

※処理年が「令和２年」より前の場合は、[基礎／配偶者／所得金額調整控除]ページは表示されません。
　[配偶者（特別）控除]ページになります。

また、印刷条件設定画面に[詳細設定]ページが追加され、「配偶者情報を印字する」チェックボックスが追加されました。配偶者がいる場合であっても配偶者控除等申告書に配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

▼例

所得者本人の合計所得金額によって配偶者控除または配偶者特別控除を受けられない場合は、配偶者情報を印字する必要はありません。配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

※[詳細設定]ページの追加に伴い、[基本設定]ページにあった「個人番号」「欄外」「印刷オプション」の設定が、[詳細設定]ページに移動しました。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー（『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合）

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応しました。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで新しい様式の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を作成できるようになりました。

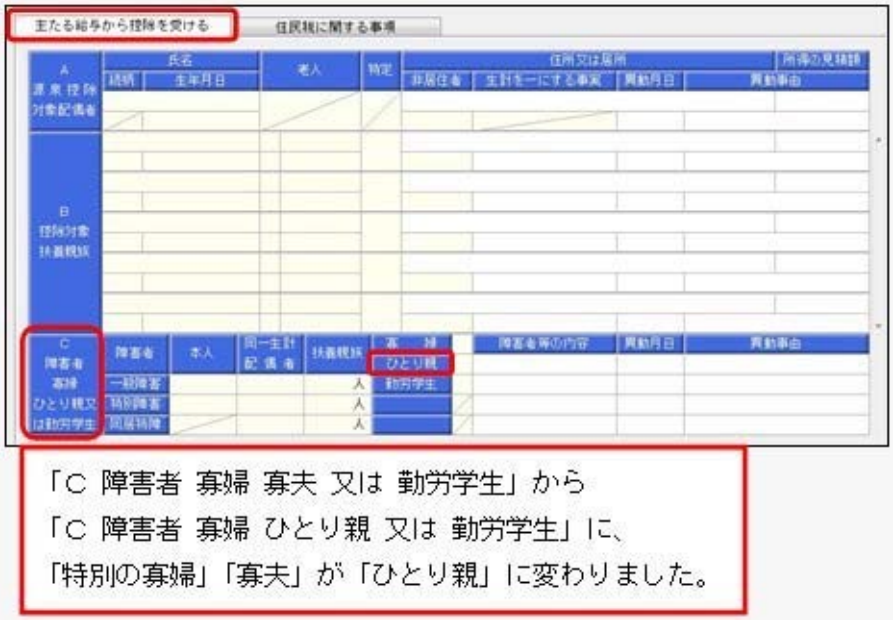

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応しました。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューで新しい様式の「給与所得者の保険料控除申告書」を作成できるようになりました。

源泉徴収票の新様式に対応

令和２年分の給与所得の源泉徴収票については、所得金額調整控除の創設、基礎控除の見直し、未婚のひとり親への対応及び寡婦控除の見直し等により、項目名・記載内容が変更されました。
これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

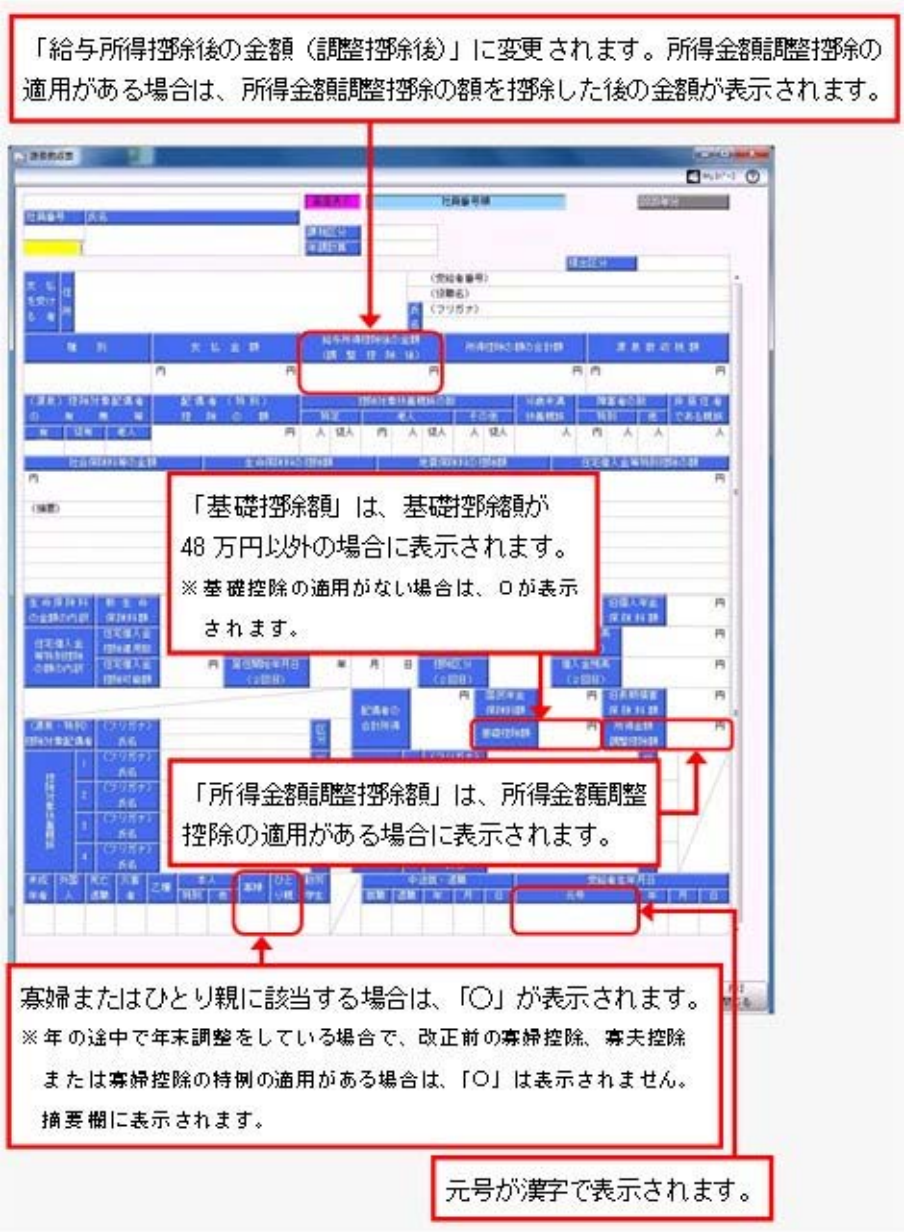

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和２年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

・[5169]単票源泉徴収簿（横型）
・[5168]単票源泉徴収簿（縦型）
・[5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

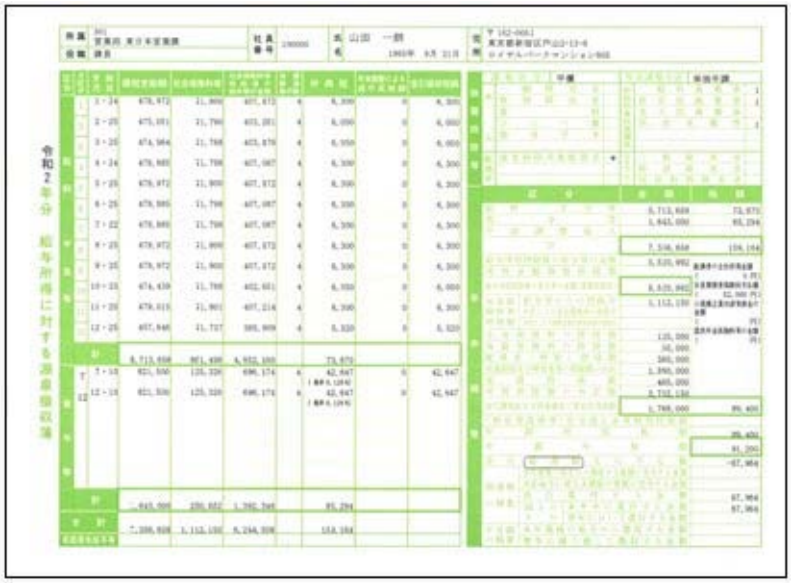

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和２年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注　意

以下の旧様式の奉行サプライには、**印刷することはできません。**

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型）　[4104]単票源泉徴収簿（縦型）　[1695]源泉徴収簿

管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和１年10月１日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。
「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。
これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。
令和２年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和１年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年１月１日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。
※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。
※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 － 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。
【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	―	―	―	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：該当
２回目―特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	５	数字	整数３桁　小数１桁
（特別）特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：特定取得 2：特別特定取得
２回目―（特別）特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：特定取得 2：特別特定取得

ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年（令和３年）に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。

※2020年（令和２年）の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。
年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合（年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む）は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。
・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」
また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。
※処理年が「2020年（令和２年）」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能
＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和２年の年末調整申告書データ（令和２年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

≪機能追加≫----------

- **前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能**
  ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。
『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2020年９月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月５日時点
市町村辞書	2020年８月３日時点
電子申告辞書	2020年９月23日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.69

目次

≪改正情報≫	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫

- **基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応**

令和２年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。
退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。
[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。
これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

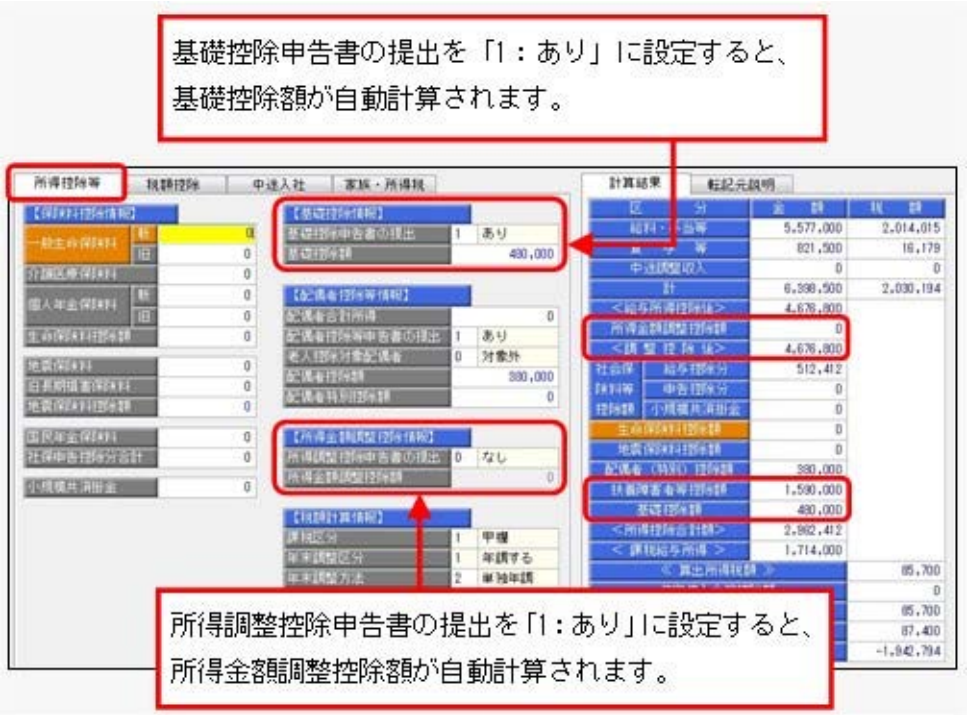

※[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う＜先行入力＞」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***, ***, ***」で表示されます）。

参　考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

・基礎控除の額　〇〇円
　※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
・所得金額調整控除額　〇〇円　家族の氏名
・寡婦またはひとり親

注　意

奉行サプライの令和２年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和１年分の源泉徴収票をご利用ください。

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし　1：あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし　1：あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	―	―	―	項目の新規追加 受入不可
＜調整控除後＞	YCRI017	―	―	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCRI009	―	―	項目名の変更
基礎控除額	―	―	―	項目の新規追加 受入不可

注　意

今回のプログラムから令和２年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

〇年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名
〇源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サプライ
〇各種控除申告書

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

≪機能追加≫

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　2020年４月30日時点
銀行支店辞書　　2020年５月７日時点
市町村辞書　　2020年１月６日時点
電子申告辞書　　2020年３月23日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.68

目次

≪改正情報≫	
配当等の支払調書のレイアウト変更に対応	2
利子等の支払調書のレイアウト変更に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

配当等の支払調書のレイアウト変更に対応

令和２年分より、配当等の支払調書のレイアウトが変更されます。
当システムでは、[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニューで、「通知外国税相当額」を入力・印刷できるようになりました。なお、電子申告することもできます。
※「通知外国税相当額」を入力しても「源泉徴収税額」には反映されませんので、「源泉徴収税額」を修正してください。

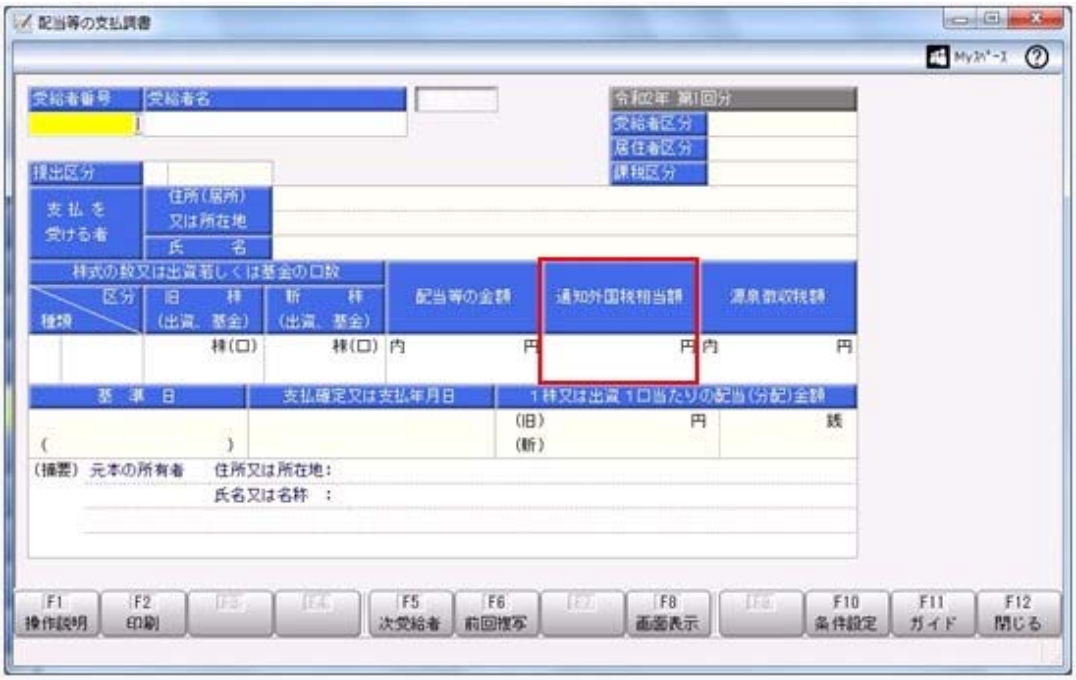

上記に伴い、汎用データの配当等データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
通知外国税相当額	PDID009	10	数字	項目の新規追加

利子等の支払調書のレイアウト変更に対応

令和２年分より、利子等の支払調書のレイアウトが変更されます。
当システムでは、[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書]メニューで、「通知外国税相当額」「通知所得税相当額」を入力・印刷できるようになりました。なお、電子申告することもできます。
※「通知外国税相当額」「通知所得税相当額」を入力しても「源泉徴収税額」には反映されませんので、「源泉徴収税額」を修正してください。

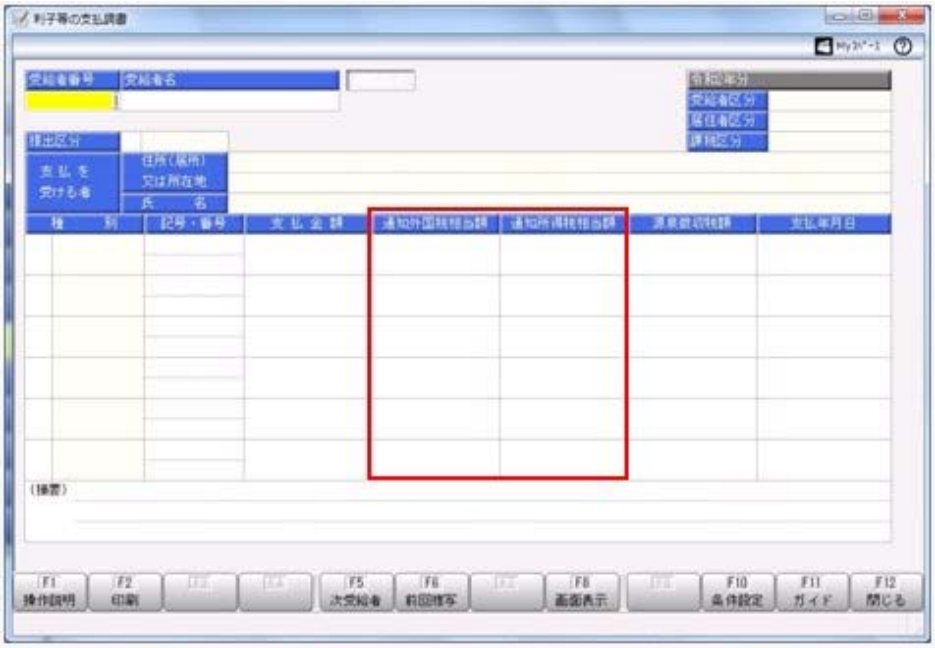

上記に伴い、汎用データの利子等データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
通知外国税相当額	PIND010	10	数字	項目の新規追加
通知所得税相当額	PIND011	10	数字	

≪改正情報≫

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　2019年12月27日時点
銀行支店辞書　　2020年１月６日時点
市町村辞書　　2020年１月６日時点
電子申告辞書　　2020年１月６日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.67

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	令和２年分 扶養控除等（異動）申告書の新様式に対応	2
	支払調書や源泉徴収票の令和対応	2
	ｅＬＴＡＸ（地方税電子申告）のリニューアルに対応	3
	≪機能追加≫	
☞	年末調整データの入力方法を改善	3
	搭載辞書を更新	5

≪改正情報≫――

令和２年分 扶養控除等（異動）申告書の新様式に対応

令和２年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、新様式に変更されます。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで新様式に対応した令和２年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を出力できるようになりました。
※2019年分の扶養控除等（異動）申告書のタイトルは、国税庁の様式にあわせて「平成31年（2019年）分」と印字されます。「令和１年分」に訂正する必要はありません。

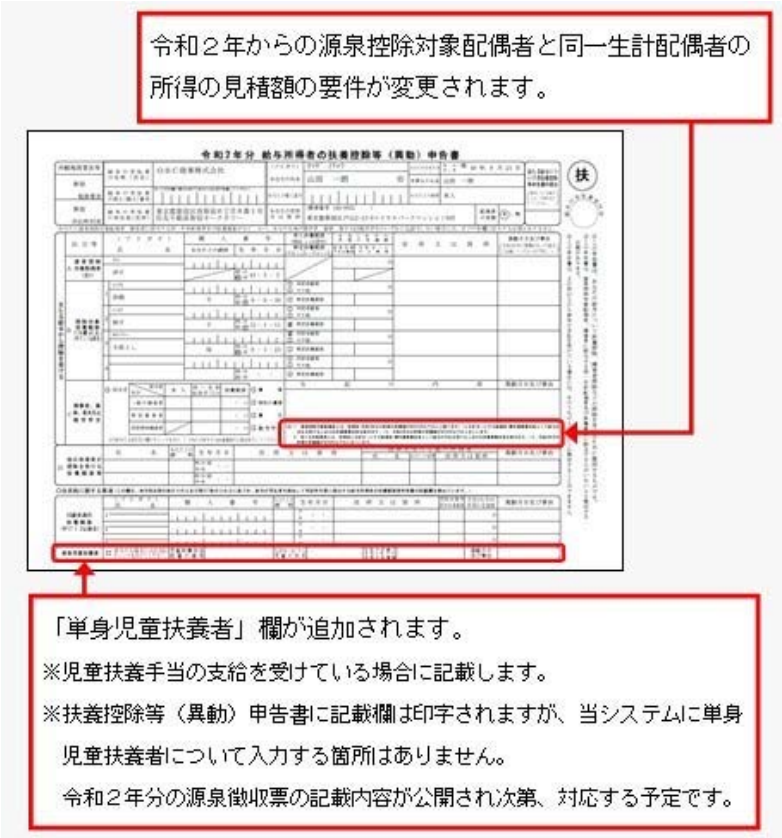

支払調書や源泉徴収票の令和対応

省庁から新元号に対応した様式が発表されたことに伴い、支払調書や源泉徴収票が「令和」で印字されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫
- [年末調整]-[控除申告書]メニューの各申告書メニュー
- [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- [年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー
- [支払調書１]メニューの各メニュー
- [支払調書２]メニューの各メニュー

注　意

以下の帳票は、**国税庁の様式にあわせて「平成31年（2019年）分」と印字されます。**
「令和１年分」に訂正する必要はありません。
〇2019年分の扶養控除等（異動）申告書（[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー）
〇源泉徴収簿（[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー）

ｅＬＴＡＸ（地方税電子申告）のリニューアルに対応

電子申告関連のメニュー名を変更

ｅＬＴＡＸの「基本情報ファイル」の名称が、「利用者情報ファイル」に変更されました。
これに伴い、以下のようにメニュー名が変更されますが、操作方法に変更はありません。

変更前	変更後
[導入処理]-[電子申告情報変更]-[住民税基本情報ファイル出力]メニュー	[導入処理]-[電子申告情報変更]-[住民税利用者情報ファイル出力]メニュー

通知を受けるメールアドレスを追加

複数人でメールアドレスを共有していた場合は、今後はそれぞれのメールアドレスで受け取ることができます。
※届く通知の種類は、今までと同様です。

≪ 関連メニュー ≫
[導入処理]-[電子申告情報変更]-[納税者情報変更]メニュー

給与支払報告書（個人別明細書）を2,000件まで電子申告可能

今までは、１つの提出先に電子申告できる給与支払報告書（個人別明細書）の件数は1,000件でした。
リニューアルに伴い2,000件まで電子申告できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信（作成）]メニュー

≪改正情報≫

年末調整データの入力方法を改善

給与賞与データをもとに本人の合計所得見積額を自動計算可能

年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の年末調整では、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄に金額を入力していました。
「令和１年（2019年）」の年末調整では、給与賞与データをもとに集計するように変更されました。
入力する必要がないため、[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄は削除されました。
また、「配偶者の合計所得見積額」の項目名が、「配偶者合計所得」に変更されました。
なお、給与所得以外の所得がある場合は、後述**給与所得以外の所得の入力欄が追加**をご参照ください。
※[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニューでは、平成30年（2018年）と同様に本人の合計所得見積額を入力することができます。ただし、年末調整処理の際の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算では使用されません。年末調整処理には、[配偶者控除等申告書]メニューの配偶者の合計所得見積額だけが連動します。

配偶者控除等申告書の提出欄が追加

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、配偶者控除等申告書の提出欄が追加されました。
配偶者控除等申告書の提出があれば「1：あり」を、提出がなければ「0：なし」を選択します。
「0：なし」の場合は、配偶者控除額または配偶者特別控除額は計算されません。

※年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の場合は、変更前の入力方法になります。

給与所得以外の所得の入力欄が追加

[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューに、給与所得以外の所得欄が追加されました。
「給与所得者の配偶者控除等申告書」のあなたの合計所得金額（見積額）欄に、給与所得以外の所得が複数ある場合は、合計した金額を入力します。

汎用データの項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの給料等調整データと年末調整データに項目が追加・変更されています。

【給料等調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【合計所得の見積額情報】				
給与所得以外の所得	YSAH019	9	数字	項目の新規追加

【年末調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	平成30年（2018年）以外は受入不可
配偶者合計所得	YIIM001	9	数字	項目名が「配偶者の合計所得見積額」から「配偶者合計所得」へ変更
配偶者控除等申告書の提出	YIIM006	1	数字	0：なし 1：あり

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　2019年８月30日時点
銀行支店辞書　　2019年９月２日時点
市町村辞書　　2019年５月31日時点
電子申告辞書　　2019年９月17日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.65

目次

≪改正情報≫	
新元号(改元)に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

- **新元号(改元)に対応**

処理年が新元号の１年と表示されます。

〇日付の入力では、暦表示が和暦の場合に、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されます。

〇画面表示や印刷、転送・汎用データ作成では、暦表示が和暦の場合に改元日以後は新元号で出力されます。

〇汎用データ受入では、「日付」項目の書式が和暦形式の場合に、改元日以後は新元号の日付で受け入れできます。
※なお、改元日以後に「平成」の日付のままでも受け入れできます。
例）「平成31年5月」は「新元号1年5月（2019年5月）」として受入

≪改正情報≫----------

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2019年２月28日時点
銀行支店辞書	2019年４月１日時点
市町村辞書	2019年２月28日時点
電子申告辞書	2019年３月11日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.64

目次

	搭載辞書を更新	2

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年１月31日時点
銀行支店辞書	2019年２月６日時点
市町村辞書	2019年１月31日時点
電子申告辞書	2019年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.63

目次

≪改正情報≫	
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応	2
「給与所得者の保険料控除申告書」の新しい様式に対応	3
配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応	4
源泉徴収票の新しい様式に対応	7
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	8
配偶者控除等申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	9
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	9

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫

- **「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応**

「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式が廃止され、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」になりました。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニューが追加され、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成できるようになりました。

※処理年が平成29年以前の場合は、上記メニューは起動できません。
※「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号が必要になります。これに伴い、今まで[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニューでは源泉控除対象配偶者が集計されていましたが、今回からすべての配偶者（[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「1：配偶者あり」の場合）が集計されるようになりました。
今まで個人番号が必要なかった配偶者の個人番号も登録できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニュー

・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー
（『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合）

「給与所得者の保険料控除申告書」の新しい様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式が廃止され、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」になりました。
当システムでは、[保険料控除等申告書]メニューのメニュー名が[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューに変更されました。
上記メニューで、新しい様式の「給与所得者の保険料控除申告書」を作成できるようになりました。

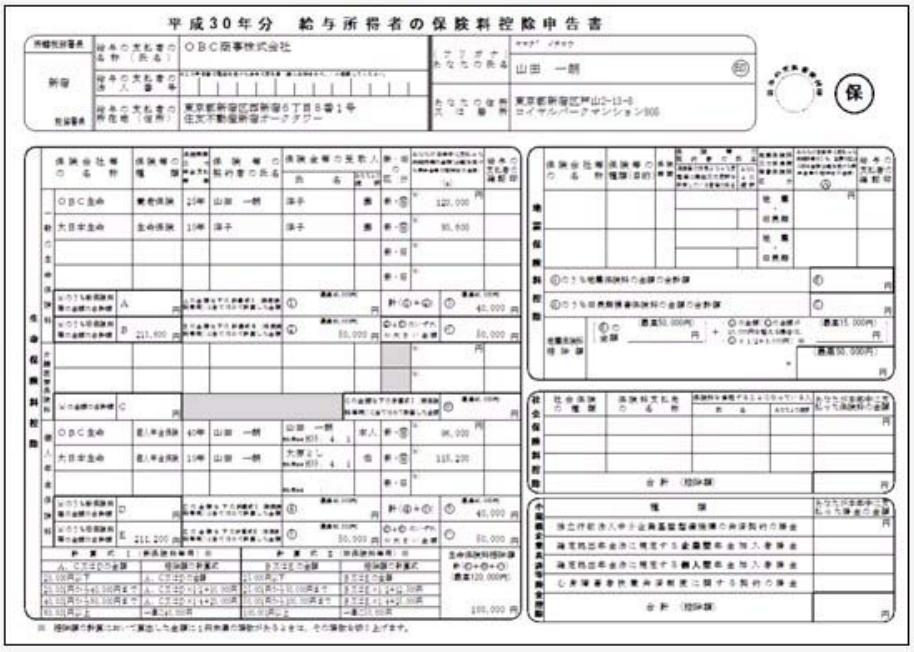

※処理年が平成30年以降の場合は、[保険料控除申告書]画面に[配偶者特別控除]ページは表示されません。

配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応

平成３０年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が、以下のように変更されます。

【配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		給与所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額）		
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超 950万円以下（1,120万円超 1,170万円以下）	900万円超 1,000万円以下（1,170万円超 1,220万円以下）
配偶者控除	配偶者の合計所得 38万円以下（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額は103万円以下）	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除（給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額）	配偶者の合計所得金額 38万円超　85万円以下（103万円超 ～ 150万円以下）	38万円	26万円	13万円
	85万円超　90万円以下（150万円超 ～ 155万円以下）	36万円	24万円	12万円
	90万円超　95万円以下（155万円超 ～ 160万円以下）	31万円	21万円	11万円
	95万円超　100万円以下（160万円超 ～ 166万7,999円以下）	26万円	18万円	９万円
	100万円超　105万円以下（166万7,999円超 ～ 175万1,999円以下）	21万円	14万円	７万円
	105万円超　110万円以下（175万1,999円超 ～ 183万1,999円以下）	16万円	11万円	６万円
	110万円超　115万円以下（183万1,999円超 ～ 190万3,999円以下）	11万円	８万円	４万円
	115万円超　120万円以下（190万3,999円超 ～ 197万1,999円以下）	６万円	４万円	２万円
	120万円超　123万円以下（197万1,999円超 ～ 201万5,999円以下）	３万円	２万円	１万円
	123万円超（201万5,999円超）	０円	０円	０円

※以下の場合は、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

・社員の合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,220万円）を超える場合

・配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合

これに伴い、当システムでは以下のように変更されました。

[年末調整処理]メニューの変更点

【[所得控除等]ページに入力項目が追加】
[所得控除等]ページに、【配偶者控除等情報】が追加されました。
[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニューで登録した内容については、【配偶者控除等情報】に表示されます。

【[税額控除]ページが追加】
[税額控除]ページが追加されました。
今まで[所得控除等]ページにあった【税額控除情報】の入力欄が、[税額控除]ページに移動しました。

※処理年が平成29年以前であっても、【税額控除情報】は[税額控除]ページに表示されます。

【配偶者の扶養区分と配偶者区分を[社員情報登録]メニューと同様に表示】
[家族・所得税]ページの配偶者の扶養区分と配偶者区分の選択肢が、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページと同様の選択肢（「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」）に変更されました。

※年末調整の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算には影響ありません。

その他の変更点

【年末調整に関する項目名が変更】

今まで、年末調整一覧表などの管理資料では、配偶者控除額は「配偶扶養基礎控除額」に、配偶者特別控除額は「配偶者特別控除額」に集計されていました。

今回から、配偶者控除額と配偶者特別控除額は「配偶者（特別）控除額」に集計されます。

また、「配偶扶養基礎控除額」の項目名は、「扶養基礎控除額」に変更されます。

区分		金額	税額
年末調整	給料・手当等	4,303,617	56,340
	賞与等	821,500	42,687
	中途調整収入	0	0
	計	5,125,117	99,027
	<給与所得控除後>	3,559,200	配偶者合計所得
	社会保険料等控除額 給与控除分	788,093	1,200,000
	社会保険料等控除額 申告控除分	0	旧長期損害保険料
	社会保険料等控除額 小規模共済掛金	0	0
	生命保険料控除額	50,000	小規模共済掛金
	地震保険料控除額	15,000	0
	配偶者（特別）控除額	60,000	国民年金保険料
	扶養基礎控除額	2,220,000	0
	<所得控除合計額>	3,113,093	
	< 課税給与所得 >	446,000	
	≪ 算出所得税額 ≫		22,300
	住宅借入金等控除額		0
	< 年調所得税額 >		22,300
	<年調年税額>		22,700
	≪ 差引過不足額 ≫		-76,327
	超過額の精算 給与徴収税額に充当する金額		6,300
	超過額の精算 未徴収税額に充当する金額		0
	超過額の精算 差引還付する金額		70,027
	超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額		70,027
	超過額の精算 同上のうち 翌年に還付する金額		0
	不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額		0
	不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		0

※[年末調整処理]画面の[人的控除額内訳表示]画面からも、配偶者控除欄はなくなります。

【汎用データの年末調整データに項目が追加・変更】

汎用データの年末調整データの項目が、以下のように追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	
配偶者の合計所得見積額	YIIM001	9	数字	項目の名称変更 （「配偶者合計所得」から「配偶者の合計所得見積額」へ変更）
老人控除対象配偶者	YIIM004	1	数字	0：対象外　1：対象
配偶者控除額	YIIM005	9	数字	
【家族情報】				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【所得税情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【計算結果情報】				
配偶者（特別）控除額	－	－	－	項目の名称変更 （「配偶者特別控除額」から「配偶者（特別）控除額」へ変更） ※受入不可
扶養基礎控除額	YCRI009	－	－	項目の名称変更 （「配偶扶養基礎控除額」から「扶養基礎控除額」へ変更）

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収簿]メニューの各メニュー
・[年末調整]-[年末調整一覧表]メニューの各メニュー
・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

源泉徴収票の新しい様式に対応

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票については、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しにより、項目名・記載内容が変更されました。
これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

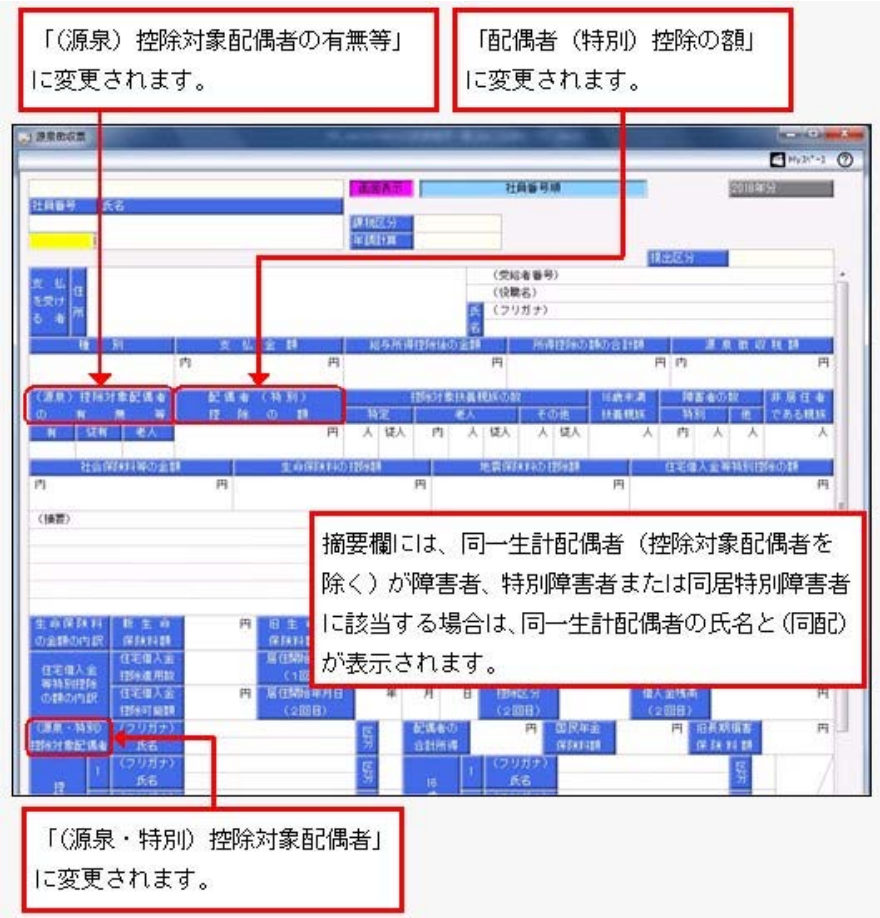

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。平成30年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

参　考

年の途中で退職した社員など、年末調整しない社員が源泉控除対象配偶者を有している場合は、源泉徴収票の配偶者の合計所得欄に、当年の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載することになりました。
当システムでは、該当する社員の場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで 入力 を押すと、配偶者の合計所得が入力できるようになりました。

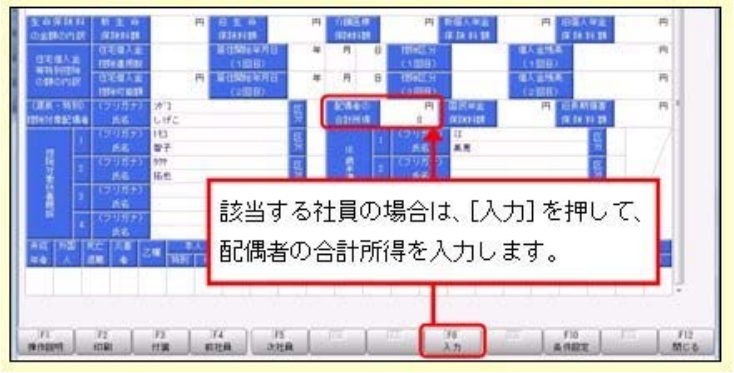

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。
・[5167]単票源泉徴収簿（横型）
・[5166]単票源泉徴収簿（縦型）
・[5066]源泉徴収簿

【[5167]単票源泉徴収簿（横型）】

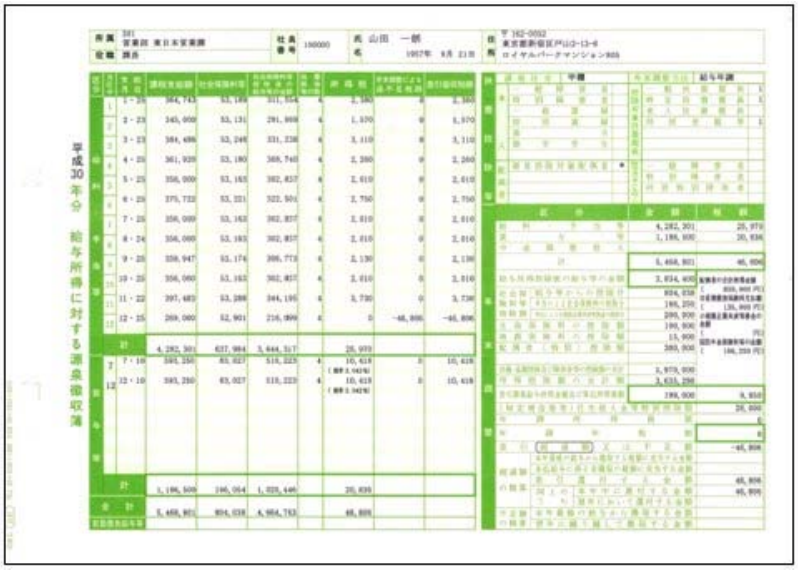

【[5166]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5162]源泉徴収簿（横型）、[4161]源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿、[5104]源泉徴収簿（横型）、[4104]源泉徴収簿（縦型）、[1695]源泉徴収簿）に印刷することもできます。
平成30年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、項目名が以下のように印字されます。

- **配偶者控除等申告書データをダウンロード可能**
  ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された平成30年の年末調整申告書データ（平成30年から改正された「配偶者控除等申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

≪機能追加≫----------

- **搭載辞書の更新**

郵便番号辞書	平成30年８月31日時点
銀行支店辞書	平成30年９月５日時点
市町村辞書	平成30年８月31日時点
電子申告辞書	平成30年９月18日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.61

目次

各種サービスの名称が変更 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』 『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	2

各種サービスの名称が変更
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

「ＯＭＳＳ＋ 業務サービス」の各サービスの名称について、以下のように業務プロセスプラットフォーム「奉行クラウドEdge」の名称に変更されます。

変更前	変更後
ＯＭＳＳ＋ ＯＢＣマイナンバーサービス	奉行Edge マイナンバークラウド
ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス	奉行Edge 年末調整申告書クラウド

なお、名称が変更されても、そのままお使いいただけます。
特別な作業（連携設定のやり直しなど）は必要ありません。(メニュー名だけ変更されています。)

変更前	変更後
[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバークラウド運用設定]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバークラウド利用者設定[社員]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]- [ＯＢＣマイナンバーサービス連携[社員]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]- [マイナンバークラウド連携[社員]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[受給者]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバークラウド利用者設定[受給者]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]- [ＯＢＣマイナンバーサービス連携[受給者]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]- [マイナンバークラウド連携[受給者]]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書クラウド連携設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

搭載辞書の更新

郵便番号辞書　　平成30年３月30日時点
銀行支店辞書　　平成30年４月２日時点
市町村辞書　　平成30年１月31日時点
電子申告辞書　　平成30年３月19日時点

※今回のプログラムには、平成３０年３月２６日に公開された更新プログラムの「平成３０年中退職社員の源泉徴収票の出力対応」も含まれています。

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.60

目次

≪改正情報≫	
配偶者の個人番号収集対象となる判定に障害者区分を追加	2
≪機能追加≫	
地方税メッセージボックス確認に、［削除］ボタンを追加	2
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

配偶者の個人番号収集対象となる判定に障害者区分を追加

平成３０年以降の「扶養控除等（異動）申告書」の「Ｃ 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の「左記の内容」に、源泉控除対象配偶者に該当しない場合でも障害者に該当する配偶者については、個人番号を記載することとなりました。
これに伴い、扶養区分が「0：控除対象外」かつ、障害者区分が「1：一般障害者」または「2：特別障害者」の配偶者は、個人番号の収集対象者として判定されるようになりました。
※扶養区分と障害者区分は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで設定します。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニュー

≪機能追加≫----------

地方税メッセージボックス確認に、［削除］ボタンを追加

地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）で、個人情報保護の観点より、メッセージボックスに保存されているメッセージを削除できる機能が追加されました。
※ｅＬＴＡＸの利用者ＩＤを複数名で利用している場合に、他の利用者に確認させたくないメッセージを削除できるようになりました。
これに伴い、当システムの[電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニューにも 削除 が追加され、メッセージボックスに保存されているメッセージを削除できるようになりました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年10月31日時点
銀行支店辞書	平成29年11月 1日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成30年 1月 4日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.59

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	平成３０年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応	2
	平成３０年分 扶養控除等異動申告書レイアウトに対応	3
	≪機能追加≫	
☞	不動産の支払調書を10枚まで登録可能	3
	報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を一括変更可能	4
	『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	4
	奉行連動データ作成の作成形式を変更	4
	搭載辞書を更新	4

≪改正情報≫----------

平成３０年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応

平成２９年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。
これに伴い、平成３０年１月以降の給与等の支払における配偶者の扶養親族等の数の算定方法が変更されています。
平成３０年１月以降の給与等の支払で扶養親族等の数を算定するにあたり、配偶者が「源泉控除対象配偶者に該当する場合」は、扶養親族等の数に１人を加えて計算することとされました。
また、「同一生計配偶者が障害者に該当する場合」は、扶養親族等の数に１人を加えて計算することとされました。
※配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」自体は、平成２９年分から変更はありません（税額は改正されていません）。

当システムでは、平成30年より[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】欄の配偶者の扶養区分と、【扶養人数情報】の配偶者区分の選択肢が以下のように変わります。

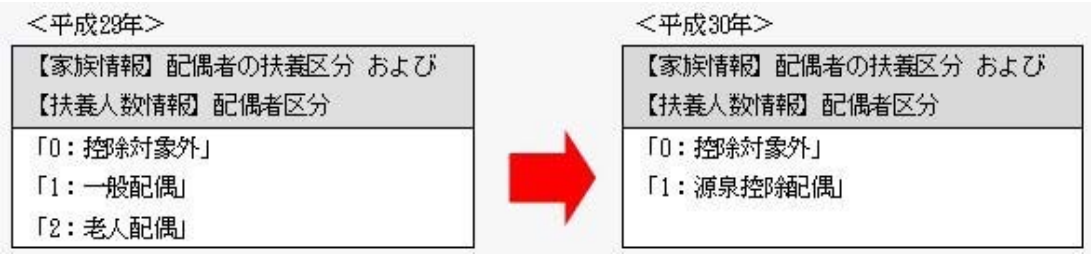

また、汎用データの社員情報データに、平成３０年以降用の配偶者の扶養区分の受入記号が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【扶養人数情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶

※平成２９年以前の場合は、配偶者の扶養区分の受入記号に変更ありません。
平成３０年に年度更新を実行すると、[社員情報データ受入]メニューで平成２９年以前の配偶者の扶養区分を受け入れることはできません。

注　意

今回のプログラムでは、平成３０年分の年末調整における「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正」には対応しておりません。したがって、平成３０年に年次更新を実行した後で、平成３０年中の退職者の年末調整計算を行うことはできません。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

平成３０年分 扶養控除等異動申告書レイアウトに対応

平成３０年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のレイアウトに対応しました。
平成３０年分より、「控除対象配偶者」が「源泉控除対象配偶者」に変更されます。

≪ 関連メニュー ≫

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

≪機能追加≫----------

不動産の支払調書を10枚まで登録可能

[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー、[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー、および[不動産のあっせん手数料の支払調書]メニューでは、それぞれ支払調書を２枚までしか登録できませんでしたが、今回より10枚まで登録できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー
・[支払調書１]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー
・[支払調書１]-[不動産のあっせん手数料の支払調書]メニュー

報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を一括変更可能

[随時処理]-[受給者連動]-[受給者連動[報酬等]]メニューで、報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を指定して一括変更できるようになりました。
[受給者連動[報酬等]]画面で、主な報酬区分にカーソルをあわせると 一括変更 が表示されます。 一括変更 を押して、[受給者連動[報酬等] - 一括変更]画面で主な報酬区分を選択し、[OK] ボタンをクリックすると、主な報酬区分が「000：空欄」の受給者に選択した報酬区分が反映されます。

※すでに主な報酬区分が入っている場合は、一括変更の対象となりません。

『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューで『年末調整申告書サービス』に連携する項目として、「死亡年月日」が追加されました。
これに伴い、年の途中で扶養親族が死亡した場合に、翌年用の扶養控除等異動申告書に死亡した扶養親族が含まれなくなります。
※[年末調整申告書サービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容に「利用者情報の更新」を選択して家族情報を更新すると、死亡年月日も更新されます。

奉行連動データ作成の作成形式を変更

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニューで作成する連動データの作成形式が、「Shift-JIS」形式から「Unicode（UTF-8）」形式に変更されました。
これに伴い、Ver.2.59で作成した連動データは、Ver.2.58以前のプログラムで受け入れられなくなりました。Ver.2.59で作成した連動データ受け入れる場合は、『給与奉行』もVer.2.59をセットアップしてから、連動データ受入を行ってください。
※Ver.2.58以前のプログラムで作成した連動データについては、Ver.2.59のプログラムで受け入れることは可能です。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年９月29日時点
銀行支店辞書	平成29年10月４日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年９月19日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.57

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

☞ 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能	2
既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞ ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	3
『ＯＢＣマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	3
地方税電子申告の際に、会社情報に差異がないかのチェックを追加	3
法人番号に13桁未満の番号も入力可能	4
搭載辞書を更新	4

● 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能

今までは、離婚に伴って社員情報から家族情報を削除すると個人番号データも削除されるため、離婚前の年末調整時の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力することはできませんでした。
今回から、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで 配偶者削除 や 行削除 を押して過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除しても、個人番号は削除されません。したがって、当時の源泉徴収票に個人番号を出力できるようになりました。
過去の扶養家族については、[個人番号一括入力[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページで「過去の扶養家族を含めて入力する」にチェックを付けると確認できます。

※過去の年末調整に含まれていない家族情報を削除した場合は、過去の扶養家族にはなりません。今までと同様に、個人番号データと共に削除されます。

※『ＯＢＣマイナンバーサービス』に接続して運用している場合で、当システムで社員情報から過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除した場合は、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者の家族情報が過去配偶者情報・過去扶養家族情報に移行します。
また、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューで過去の扶養家族情報を『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報に追加や関連付けることができます。

≪ 関連メニュー ≫

- [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー
- [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
- [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス連携]-[個人番号アップロード[社員]]メニュー
- [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス連携]-[個人番号ダウンロード[社員]]メニュー
- [随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

今までは、[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容 に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示した場合に、これから関連付ける利用者情報の氏名の右側には何も表示されていませんでした。
今回から、氏名の右側に＜未設定＞と表示されるように変更されました。
＜未設定＞と表示されることで、関連付けされていない社員や扶養家族がわかりやすくなります。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

現在のデータ領域ではなく別データ領域で、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報と関連付けられている社員や扶養家族がいる場合に、一括で関連付けを解除し、再設定できるようになりました。
その場合は、[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容 に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示し、
[再設定]を押します。
別データ領域との関連付けが解除され、現在のデータ領域で利用者情報の関連付けが再設定されます。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

『ＯＢＣマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

社員本人や家族が非居住者か否かによって個人番号の保管の必要性が異なるため、『ＯＢＣマイナンバーサービス』の利用者情報の項目に、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。
これに伴い、当システムの[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューで『ＯＢＣマイナンバーサービス』に連携する項目として、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

※[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容 に「利用者情報の更新」を選択し、[詳細設定]ページで「居住者区分」や「家族情報」にチェックを付けると、本人や家族の居住者区分を更新することもできます。

地方税電子申告の際に、会社情報に差異がないかのチェックを追加

給与支払報告書申告データを作成する際に、当システムで登録されている[導入処理]-[会社情報登録]メニューと、地方税ポータルシステム（ｅＬＴＡＸ）に登録されている納税者情報に差異が無いかをチェックするようになりました。
当システムとｅＬＴＡＸに差異がある場合は、[会社情報項目チェック]画面が表示され、差異がある項目を確認できます。

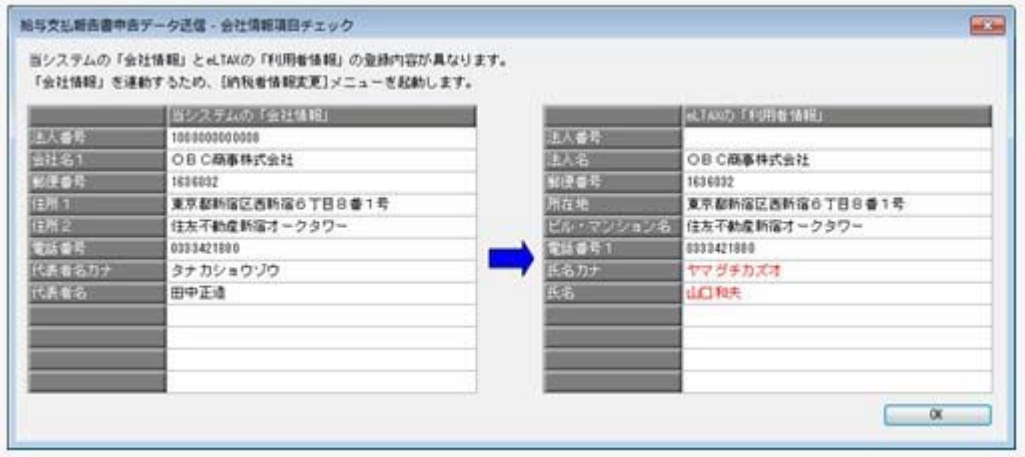

［OK］ボタンをクリックすると[納税者情報変更]メニューへジャンプし、ｅＬＴＡＸの納税者情報を変更してから電子申告データを作成するように変更されました。

また、[導入処理]-[電子申告情報変更]-[納税者情報変更]メニューも同様に、[会社情報項目チェック]画面で差異がある項目を確認できるように変更されました。

≪ 関連メニュー ≫

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

※[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューの[電子申告]ページが「２」の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

※ＡＳＯＳ会員のお客様の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

法人番号に13桁未満の番号も入力可能

[導入処理]-[会社情報登録]メニューの[基本]ページで法人番号 に13桁未満の番号も入力できるようになりました。
法人の会社で、一部、個人事業主として給与支払されている場合に、源泉徴収票や法定調書合計表に、入力した13桁未満の番号で印字できます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年１月31日時点
銀行支店辞書	平成29年２月１日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.56

目次

≪改正情報≫	
平成２８年分　電子申告に対応	2
≪機能追加≫	
ＰＣｄｅｓｋで取り込める給与支払報告書データを、CSV形式で作成可能	2
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

平成２８年分　電子申告に対応

平成２８年分のマイナンバー対応や「源泉徴収票（給与支払報告書）」等のレイアウト変更に伴い、国税電子申告（ｅ-Ｔａｘ）および地方税電子申告（ｅＬＴＡＸ）のレイアウトが変更されています。
これに伴い、当システムの電子申告も対応しました。
また、平成２９年１月４日時点の電子申告辞書に更新しています。

≪機能追加≫----------

ＰＣｄｅｓｋで取り込める給与支払報告書データを、CSV形式で作成可能

当システムから電子申告を行わず、ＰＣｄｅｓｋから電子申告を行う場合に使用する[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニューが追加されました。
ＰＣｄｅｓｋで取り込める給与支払報告書データを、CSV形式のファイルで作成します。
作成したCSV形式のファイルをＰＣｄｅｓｋで取り込み、給与支払報告書を作成してください。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年10月31日時点
銀行支店辞書	平成28年11月２日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.55

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
	給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
	源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能	4
	給与支払報告書（総括表）の新様式に対応	4
☞	扶養控除等異動申告書の欄外に「提供済みの個人番号と相違ない」旨の印字と個人番号欄の印字方法を追加	4
	平成２８年分 保険料控除等申告書 レイアウトに対応	5
	配当等の支払調書と合計表の帳票名を変更	6
	磁気ディスク提出用データの改正レイアウトに対応	6
	≪機能追加≫	
☞	源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能	6
☞	個人番号を一括で削除可能	6
	受給者区分が「0：その他」でも法人番号を登録可能	7
	不動産の使用料等の支払調書で共有持分不明の場合の摘要出力に対応	7
	磁気ディスク提出用データの氏名の出力方法を一部変更	7
☞	電子申告を行うメニューが１メニューに集約	7
	年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	8
	個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善	9
	搭載辞書を更新	9

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成２８年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。
これに伴い、新様式に対応した奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票と[6009]源泉徴収票を、ご用意いたしました。

※[6109]単票源泉徴収票の「給与所得の源泉徴収票」は、税務署提出用と受給者交付用で１枚の用紙になっています。
[6109]単票源泉徴収票の「給与支払報告書（個人明細書）」は、市町村提出用２片で１枚の用紙になっています。
源泉徴収票を印刷するか、給与支払報告書を印刷するかは、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで設定できます。
[6009]源泉徴収票は、「給与所得の源泉徴収票」は税務署提出用と受給者交付用、「給与支払報告書（個人明細書）」は市区町村提出用２枚の４枚複写になっています。

[6109]単票源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票）

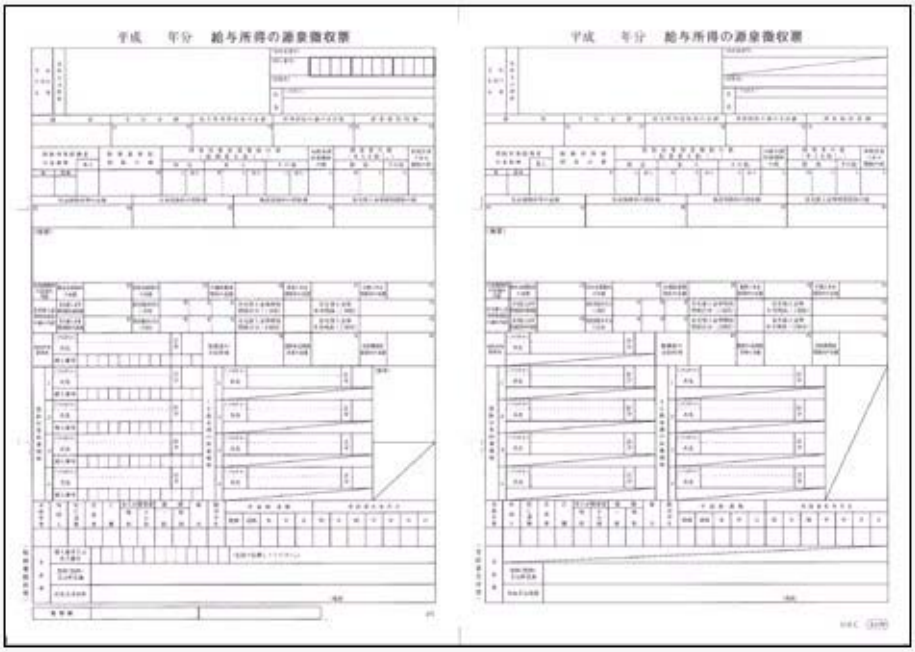

[6109]単票源泉徴収票（給与支払報告書）

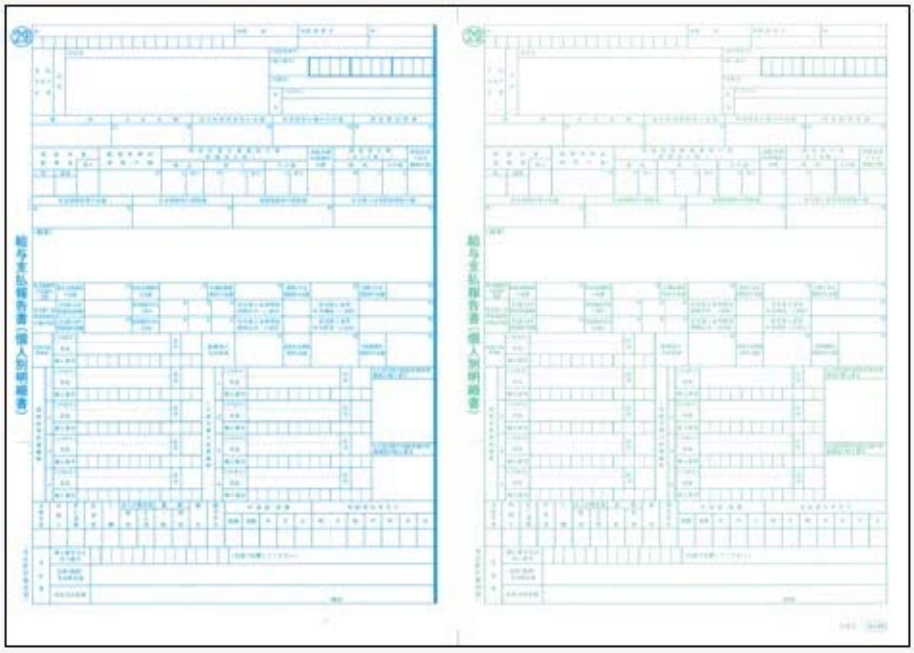

※[6109]単票退職者用源泉徴収票に、給与所得の源泉徴収票を印字することもできます。
※過去年の源泉徴収票は、旧様式の奉行サプライ（[4109]単票源泉徴収票、[4009]源泉徴収票）に印刷できます。

参　考

[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付けると、個人番号が印字されます。
※チェックを付けても、源泉徴収票の受給者交付用には個人番号は印字されません。

給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成２９年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	230万円	220万円

上記の改正に伴い、平成29年分の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。
※平成28年以前の年末調整を行う場合は、平成28年以前の税額表で所得税が計算されます。

源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能

平成２８年１月１日以後に支払われる通勤手当の１ヵ月の非課税限度額が、１０万円から１５万円に引き上げられたことに伴い、通勤手当を精算する社員がいる場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を印字する必要があります。
当システムでは、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで 通勤精算 を押し、非課税となる通勤手当を入力すると、[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで表示・印字できるようになりました。

給与支払報告書（総括表）の新様式に対応

平成２９年度給与支払報告書（総括表）については、法人番号欄が追加された新様式に変更されました。
これに伴い、当システムでは、[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニューで、新様式に対応した給与支払報告書（総括表）が印刷できるようになりました。

○内訳なしの場合

○内訳ありの場合

※「給与支払報告書（総括表）資料」の印刷レイアウトも、あわせて変更されました。

扶養控除等異動申告書の欄外に「提供済みの個人番号と相違ない」旨の印字と個人番号欄の印字方法を追加

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで出力する扶養控除等異動申告書の左上に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません。」、右端に「既に提供を受けている個人番号については給与支払者において確認済みです。」と印字する設定が追加されました。
また、社員とその家族の個人番号欄の印字について、今までは個人番号を印字するか否かを設定していましたが、今回から、[扶養控除等異動申告書 － 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページに、個人番号の代わりに「*」を印字する設定と、個人番号を記入できないように斜線を引く設定が追加されました。

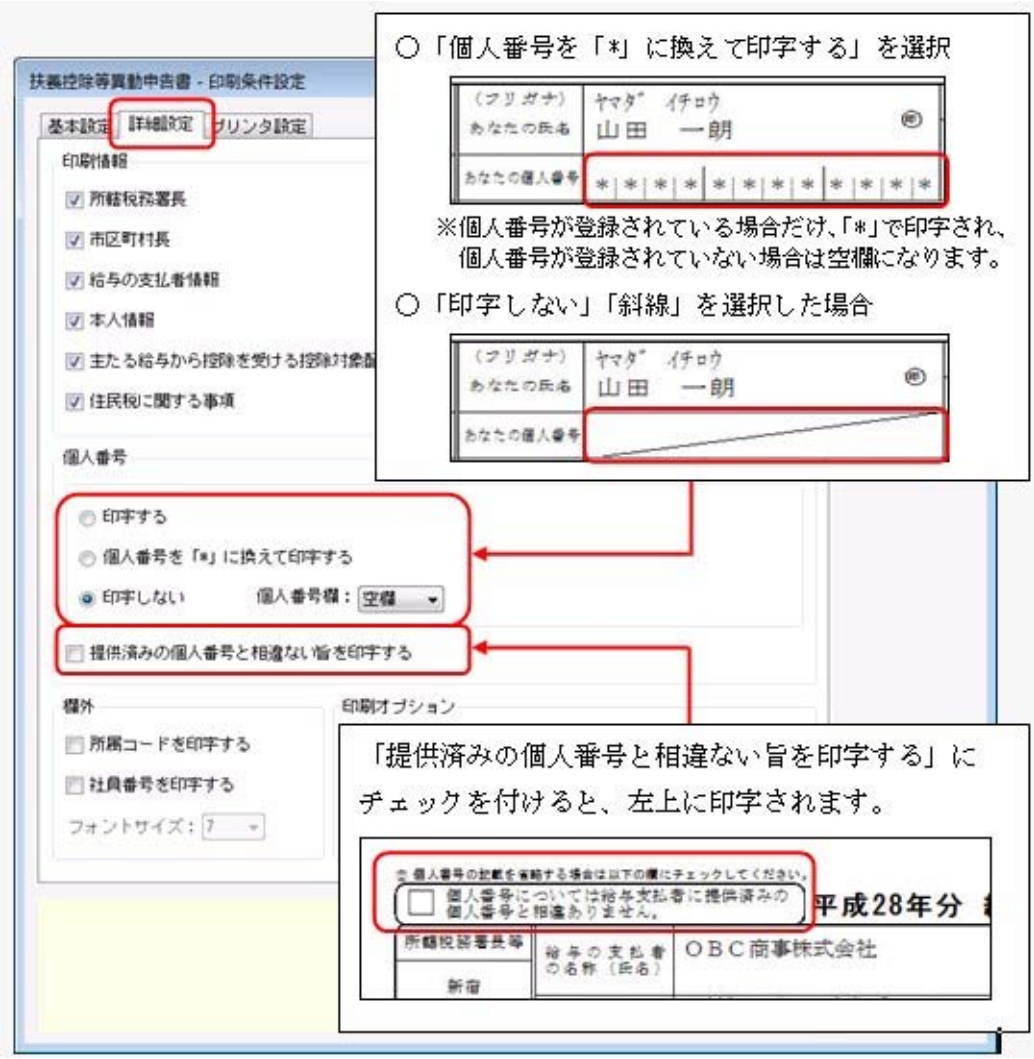

平成２８年分 保険料控除等申告書レイアウトに対応

平成２８年分 保険料控除等申告書のレイアウトが変更されました。
これに伴い、[保険料控除等申告書]メニューの[配偶者特別控除]ページに、「配偶者の生年月日」「非居住者である配偶者」「生計を一にする事実」が追加されました。

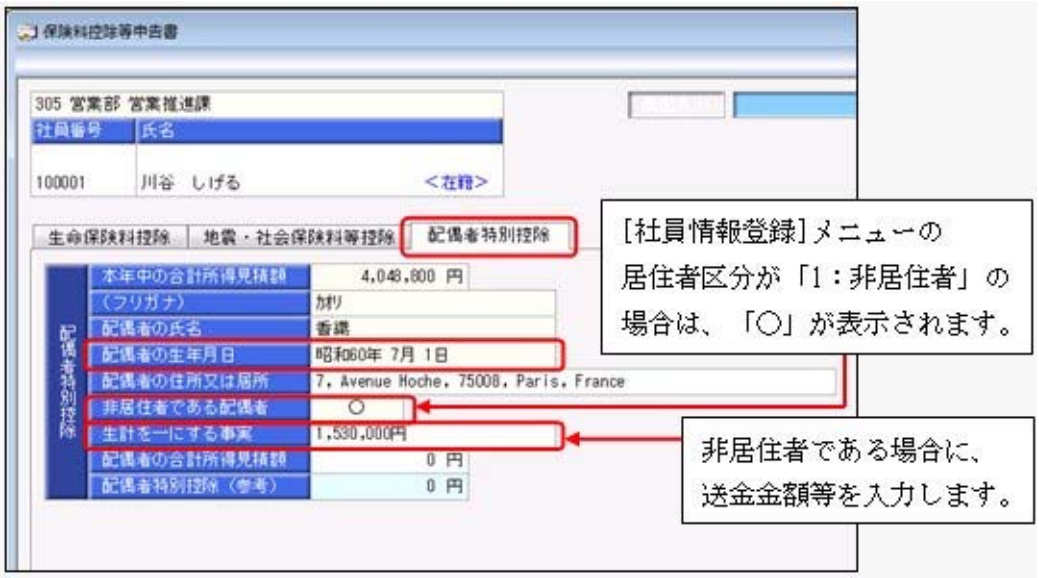

また、印刷時には平成28年分の新しいレイアウトで出力され、給与の支払者の法人番号も印字されます。

配当等の支払調書と合計表の帳票名を変更

[支払調書]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニューで出力する「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」および[支払調書]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニューで出力する「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表」の帳票名が変更されました。
これに伴い、[支払調書]-[配当等]メニューで印刷される支払調書と合計表の帳票名が、「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」および「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表」に変更されました。

磁気ディスク提出用データの改正レイアウトに対応

源泉徴収票のレイアウト変更や、各支払調書の個人番号や法人番号の記載に伴うレイアウト変更に伴い、磁気ディスク提出用データレイアウトが変更になりました。
これに伴い、当システムでは、[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]メニューで作成する磁気ディスク提出用データも、新しいレイアウトで出力できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

≪機能追加≫----------

源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで、社員本人や家族の個人番号を表示することができるようになりました。
表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで、「個人番号を表示する」にチェックを付けます。その後、社員本人の個人番号を表示するのか、家族の個人番号を表示するのかを設定します。
また、表示する家族情報が増えたため、家族１人につき１行で表示できるようになりました。
１人につき１行で表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで「配偶者・扶養親族１人につき１行で表示する」にチェックを付けます。
※上記の他に、集計項目に「非居住者である親族の数」が追加されました。
また、住宅控除情報の表示方法も変更されました。今までは、特定取得に該当する場合は居住開始年月日欄に「（特定）」と表示されていました。今回から、区分欄に「（特）」と表示されるようになりました。また、適用数欄が追加され、２以上の住宅控除を受けている場合は「２」、受けていない場合は「１」と表示されるようになりました。

個人番号を一括で削除可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括削除[受給者]]メニューが追加されました。
個人番号の管理が不要となった退職社員や家族、受給者がいる場合に、個人番号を一括で削除できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括削除[受給者]]メニュー

受給者区分が「0：その他」でも法人番号を登録可能

[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[報酬等]]メニューで、今までは受給者区分が「2：法人」の場合だけ法人番号が登録できましたが、今回から「0：その他」の場合でも法人番号が登録できるようになりました。

不動産の使用料等の支払調書で共有持分不明の場合の摘要出力に対応

[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニューで、共有持分不明の場合の摘要出力に対応しました。
これに伴い、［共有者］ボタンが追加され、[不動産の使用料等の支払調書 ―共有持分不明共有者]画面で共有者の受給者番号と人数を登録できるようになりました。
登録した受給者と人数をもとに、摘要欄に「他の共有者の氏名（名称）」「人数」「個人番号または法人番号」が出力されるようになりました。

磁気ディスク提出用データの氏名の出力方法を一部変更

磁気ディスク提出用データを出力する際に、氏名にスペースが入っている場合もカットしないようにしました。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

電子申告を行うメニューが１メニューに集約

今回から、[法定調書設定]メニューの[電子申告]ページに付与署名数（「１」または「２以上」のいずれかを選択）が追加され、電子申告データに複数の署名を付与するかを設定できるようになりました。
通常は電子申告データに対して１つの署名を付与するため、付与署名数は「１」を選択します。　　複数の署名を付与する場合だけ「２以上」を選択します。

署名付与数が「１」の場合は、電子申告データ作成から送信までを１メニューに集約し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューですべて行えるように変更されました。
※ＡＳＯＳ会員のお客様の場合は、署名付与と送信が[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューに集約されます。
[法定調書申請データ作成]メニューで電子申告データを作成し、[法定調書申請データ送信]メニューで署名を付与して送信します。
署名付与数が「２以上」の場合は、今まで通り、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューでデータを作成し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニューで署名を付与し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューで送信します。
※送信後のメッセージボックス確認は、今までと変更ありません。

地方税についても同様に、付与署名数が「１」の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニューで給与支払報告書申告データの作成から送信まで行うように変更されました。

付与署名数による、メニュー構成は以下です。

▼メニュー構成

＜付与署名数「１」の場合＞

・国税

[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー

・地方税

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

＜付与署名数「２以上」の場合＞

・国税

[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー

・地方税

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書署名付与]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

▼ＡＳＯＳ会員のお客様の場合のメニュー構成

＜付与署名数「１」の場合＞

電子署名の付与と送信を１メニューで行います。

・国税

[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー

・地方税

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

＜付与署名数「２以上」の場合＞

電子申告データの作成、電子署名の付与、送信をそれぞれのメニューで行います。

・国税

[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー

・地方税

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書署名付与]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニューが追加されました。

年末調整処理を行う前までに、『年末調整申告書サービス』に登録されている「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」などの申告書データを、当システムにダウンロードします。

また、必要に応じて、翌年分の扶養控除等（異動）申告書の申告書データをダウンロードすることもできます。

※当システムがセットアップされているコンピュータでダウンロードできない場合は、[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニューで申告書データを受け入れることもできます。
『年末調整申告書サービス』の[申告書データ出力]メニューで出力した申告書データを受け入れる場合は、[年末調整データ受入 － 受入条件設定]画面の[受入ファイル設定]ページの受入データ形式で「年末調整申告書サービスデータ形式」を選択して受け入れます。

個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号操作履歴[社員]]メニューで、どのメニューで個人番号を操作したかを確認できましたが、より用途が明確に分かるように、処理メニューの後に「－○○年分」や「－○○データ」など、必要に応じて表示されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号操作履歴[受給者]]メニュー

＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞
『ＯＢＣマイナンバーサービス』の[会社情報登録]メニューの個人番号操作ログ設定で、利用目的の記録を「する」に設定している場合は、[ログ参照]メニューの[個人番号操作ログ]ページの利用目的欄に「－○○年分」や「－○○データ」など、必要に応じて表示されるようになりました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年８月31日時点
銀行支店辞書	平成28年８月31日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成28年９月20日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.54

目次

『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	2

『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』との連携に対応
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

『ＯＭＳＳ＋ 年末調整申告書サービス』（以下、『年末調整申告書サービス』）とは、従業員が年末調整時に提出する「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」などの申告書を、スムーズに配布・回収・内容確認できる弊社の業務サービスです。
当システムと『年末調整申告書サービス』の申告書データを連携して利用することで、各申告書の印刷や郵送にかかるコスト、年末調整処理の入力業務を大幅に削減できます。

参　考

『年末調整申告書サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/nencho/

注　意

「ＯＭＳＳ」および「ＯＭＳＳ＋」の契約期間が終了した時点で、『年末調整申告書サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「ＯＭＳＳ＋」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。
OMSS PLUS または『ＯＭＳＳ＋』

≪ 関連メニュー ≫

[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー

※『年末調整申告書サービス』のサービス開始に伴い、『ＯＢＣマイナンバーサービス』に接続して運用している場合に表示される[個人番号収集対象者設定[社員]]メニューと[個人番号収集対象者設定[受給者]]メニューのメニュー名が、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[ＯＢＣマイナンバーサービス利用者設定[受給者]]メニューに変更されました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年７月29日時点
銀行支店辞書	平成28年８月３日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成28年６月13日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.53

目次

退職社員の個人番号データを受入可能	2
『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が変更 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域の利用者も関連付けが可能 ＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
給与奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能	2
支払調書の金額の桁数が変更	3
搭載辞書を更新	3

退職社員の個人番号データを受入可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニューで、退職社員の個人番号データも受け入れられるようになりました。退職社員の個人番号データを受け入れる場合は、[個人番号データ受入[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページの「年月日以降に退職した社員のデータも受け入れる」にチェックを付けます。

『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が変更
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が、『ＯＢＣマイナンバーサービス』に変更されました。
これに伴い、[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューのメニュー名が、[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニューに変更されました。

当システムから電子証明書の更新が可能
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

当システムから電子証明書の有効期限を更新できるようになりました。
更新する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[ＯＢＣマイナンバーサービス運用設定]メニューで 証明書 を押して、電子証明書を更新します。

別データ領域の利用者も関連付けが可能
＜『ＯＢＣマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号収集対象者設定[社員]]メニューで[個人番号収集対象者設定[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容で「既存の利用者情報との関連付け」を選択している場合に、別データ領域に関連付けられている利用者も表示することができるようになりました。別データ領域に関連付けられている利用者も表示する場合は、[個人番号収集対象者設定[社員] - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「別データ領域に関連付けられている利用者も表示する」にチェックを付けます。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号収集対象者設定[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号収集対象者設定[受給者]]メニュー

給与奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニューで連動データを作成する際に、個人番号を含めて作成するかを設定できるようになりました。
今までは、必ず個人番号を含めて連動データが作成されました。今回から個人番号を含めずに連動データを作成することもできます。個人番号を含めずに連動データを作成する場合は、[法定調書奉行→給与奉行データ作成 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を含めて作成する」のチェックを外します。

支払調書の金額の桁数が変更

[支払調書１]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニューの支払金額と、[支払調書１]-[不動産等のあっせん手数料の支払調書]メニューの取引金額の桁数が、10桁から11桁に変更されました。
これに伴い、汎用データの不動産等の譲受けの対価データと不動産等のあっせん手数料データの受入桁数も変更されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【不動産等の譲受けの対価データ】				
支払金額	PRCD010	11	文字	受入桁数の変更 （「10」から「11」へ）
【不動産等のあっせん手数料データ】				
取引金額	PRMD010	11	文字	受入桁数の変更 （「10」から「11」へ）

搭載辞書を更新

郵便番号辞書　　平成28年５月31日時点
銀行支店辞書　　平成28年６月１日時点
市町村辞書　　平成27年２月１日時点
電子申告辞書　　平成28年６月13日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.52

目次

≪改正情報≫	
平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
平成２８年分　扶養控除等異動申告書　レイアウトに対応	4
≪機能追加≫	
確認したい電子申告のメッセージだけを最初から表示可能	5
搭載辞書を更新	5

≪改正情報≫----------

平成２８年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成２８年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。
これに伴い、奉行サプライの「源泉徴収票」を変更し、平成２８年中の退職者に配布する源泉徴収票としてご利用いただけるようになりました。

[6109]単票退職者用源泉徴収票

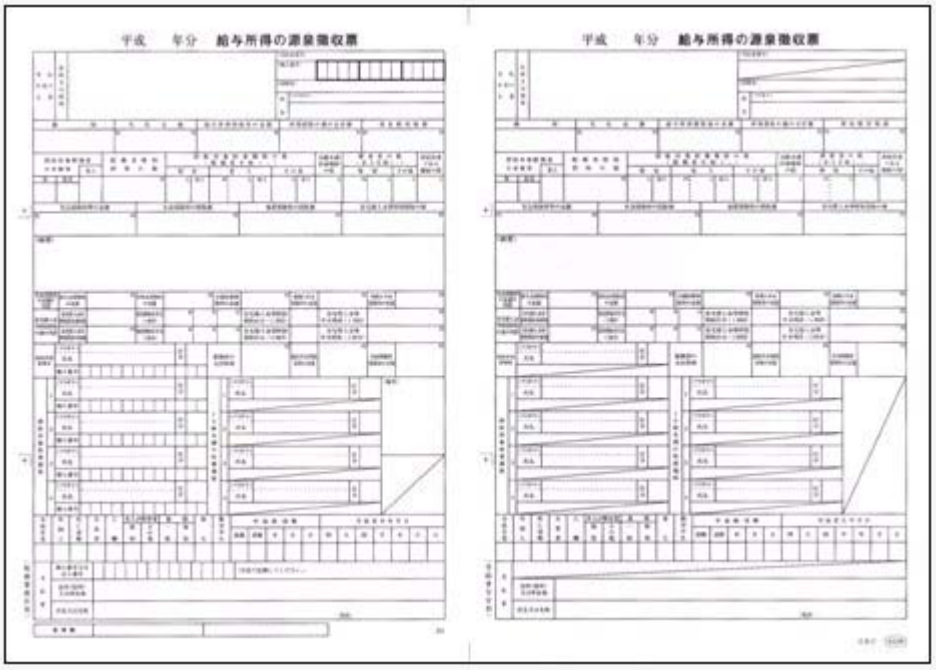

※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収票 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。
※平成２７年以前の源泉徴収票については、今までの旧様式の奉行サプライ（[4109] 単票源泉徴収票、[4009] 源泉徴収票）に印刷できます。

源泉徴収票の新様式対応に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】に、居住者区分が追加されました。
扶養控除等（異動）申告書または配偶者特別控除申告書で「非居住者である親族」として提出された扶養親族の場合は、「1：非居住者」を設定します。
また、【扶養人数情報】に上記の人数が集計される非居住者親族も追加されました。
非居住者の扶養親族については、源泉徴収票の非居住者である扶養親族の数欄に人数、区分欄に〇が表示・印字されます。

これに伴い、汎用データの社員情報データと年末調整データに、以下の項目が追加されました。

＜社員情報データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0：居住者　1：非居住者
扶養親族１～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者　1：非居住者 ２人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【扶養人数情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

＜年末調整データ＞

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0：居住者　1：非居住者
扶養親族１～10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者　1：非居住者 ２人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【所得税情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

平成２８年分 扶養控除等異動申告書 レイアウトに対応

扶養控除等異動申告書の平成２８年分レイアウトに合わせて、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューの［主たる給与から控除を受ける］ページに「非居住者」欄および「生計を一にする事実」欄が、[住民税に関する事項]ページに「非居住者」欄が追加されました。

※平成２８年用の扶養控除等異動申告書の印刷については、すでに対応済みのため、画面のみの変更です。

≪機能追加≫----------

確認したい電子申告のメッセージだけを最初から表示可能

[電子申告]-[法定調書]-[国税メッセージボックス確認]メニューで電子申告のメッセージを確認する際に、確認したい目的にあわせた内容だけを最初から表示できるようになりました。
例えば、今回一括で申告した結果や特定の顧問先の申告結果だけをスムーズに確認できます。
地方税（[地方税メッセージボックス確認]メニュー）も同様です。

≪ 関連メニュー ≫

・[電子申告]-[法定調書]-[国税メッセージボックス確認]メニュー
・[電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年１月29日時点
銀行支店辞書	平成28年２月３日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成28年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.51

目次

※☞マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	各種支払調書が平成28年分印刷レイアウトに対応	2
	法定調書合計表の画面レイアウト変更	3
	磁気ディスク提出用データにおいて、配当等の支払調書および利子等の支払調書の平成28年用レイアウトに対応	3
	電子申告データおよび磁気ディスク提出用データにおいて、住宅取得の改正（特定取得区分の追加）に対応	3
	給与支払報告書 電子申告データに「特別徴収税額通知の受取方法」が追加	4
	≪機能追加≫	
☞	「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能	4
☞	個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示	5
	社員情報登録で配偶者の情報を削除可能	6
	個人番号を参照する際の利用目的を登録可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	6
	マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	7
	『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	7
	搭載辞書を更新	7

≪改正情報≫----------

各種支払調書が平成28年版印刷レイアウトに対応

平成28年分より、以下の支払調書のレイアウトが変更されました。
・「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
・「退職所得の源泉徴収票」
・「不動産の使用料等の支払調書」
・「不動産等の譲受けの対価の支払調書」
・「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」
・「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」
・「利子等の支払調書」
・「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」

これに伴い、平成28年分の支払調書は、新しいレイアウトで出力されます。
また、各支払調書の[印刷条件設定]画面に、「個人番号を印字する」のチェックボックスが追加され、
平成28年以降の新しいレイアウトで支払調書を印刷する際に、個人番号を印字するかを設定できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[支払調書１]-[報酬等の支払調書]メニュー
・[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
・[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー
・[支払調書１]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー
・[支払調書１]-[不動産等のあっせん手数料の支払調書]メニュー
・[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニュー
・[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書]メニュー
・[支払調書２]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調]メニュー

法定調書合計表の画面レイアウト変更

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の平成28年１月１日以後提出用のレイアウトに合わせて、[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニューの画面レイアウトが変更されました。

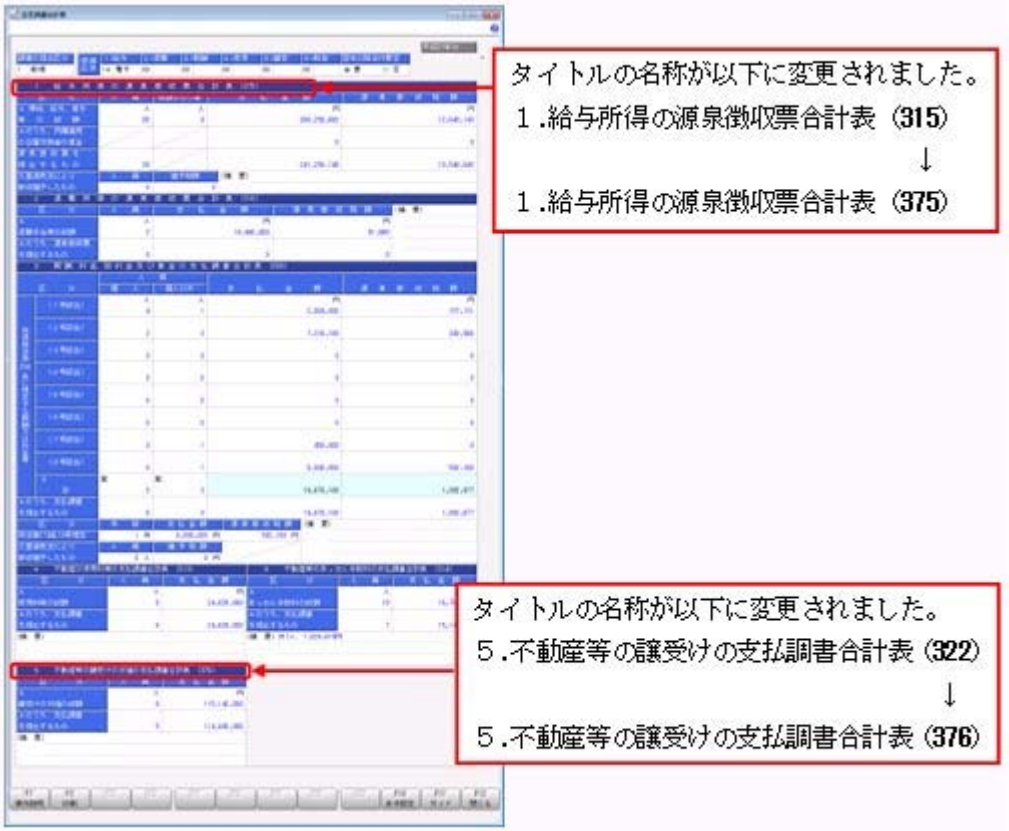

磁気ディスク提出用データにおいて、配当等の支払調書および利子等の支払調書の平成28年用レイアウトに対応

[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニューの「配当等の支払調書データ」および「利子等の支払調書データ」において、平成28年分のフォーマット形式に対応しました。

電子申告データおよび磁気ディスク提出用データにおいて、住宅取得の改正（特定取得区分の追加）に対応

住宅借入金等特別控除の改正に伴い、特定取得に該当する場合の出力に対応しました。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
・[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
※[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューについては、Ver.2.50で対応済み

給与支払報告書 電子申告データに「特別徴収税額通知の受取方法」が追加

給与支払報告書申告データのフォーマット形式に「特別徴収税額通知の受取方法」と「通知先アドレス」が追加され、特別徴収税額通知の受け取り方法を「電子データ」または「書面」から選択するように変更されました。
これに伴い、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニューに[給与支払報告書申告データ作成 － 受取方法指定]画面が追加されました。
[給与支払報告書申告データ作成]メニューで［実行］を押すと、[給与支払報告書申告データ作成 － 受取方法指定]画面が表示され、「特別徴収税額通知の受取方法」を選択できるようになりました。

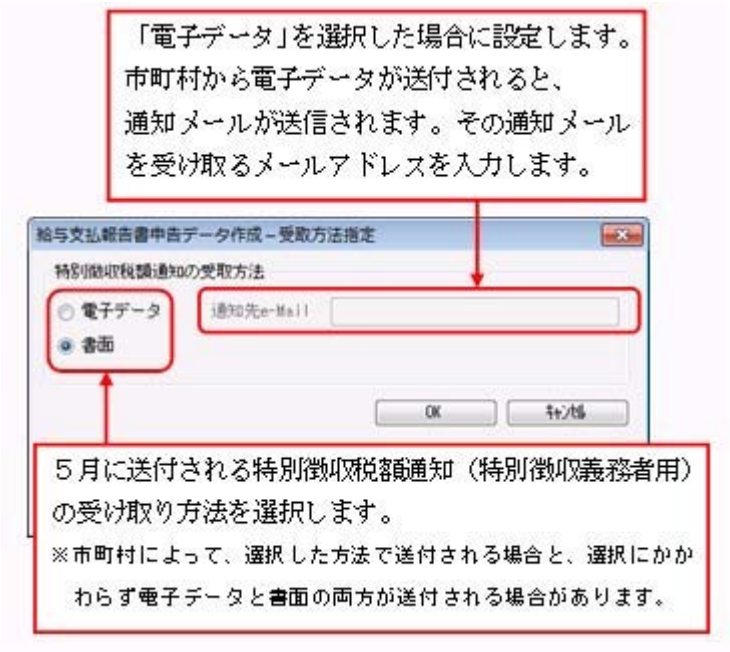

≪機能追加≫

「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニューで、「番号確認書類」「身元確認書類１」「身元確認書類２」の画像ファイルを受け入れることができるようになりました。
これにより、複数の社員や扶養家族の画像ファイルをまとめて受け入れることができます。
これに伴い、各メニューに以下の受入項目が追加されました。

【個人番号データ受入[社員]の場合】

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類ー確認書類リンク	文字	255
身元確認書類１ー確認書類リンク	文字	255
身元確認書類２ー確認書類リンク	文字	255
配偶者ー番号確認書類ー確認書類リンク	文字	255
配偶者ー身元確認書類１ー確認書類リンク	文字	255
配偶者ー身元確認書類２ー確認書類リンク	文字	255
扶養親族１～10ー番号確認書類ー確認書類リンク	文字	255

【個人番号データ受入[受給者]の場合】

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類ー確認書類リンク	文字	255
身元確認書類１ー確認書類リンク	文字	255
身元確認書類２ー確認書類リンク	文字	255

≪ 関連メニュー ≫

・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニュー

また、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニューで、[個人番号データ作成[社員] － 条件設定]画面の[出力設定]ページの作成形式が「ＯＢＣ受入形式」の場合でも、「番号確認書類」「身元確認書類１」「身元確認書類２」を出力することができるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー

● 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示

今までは、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニューで[個人番号一括入力[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「入力」を選択した場合は、すでに個人番号が登録済みの扶養家族は表示されませんでした。
今回から、すでに個人番号が登録済みの扶養家族も表示されるように変更されました（登録済みの個人番号は「*」で表示されます）。これにより、扶養家族の個人番号の登録状況が把握しやすくなり、扶養家族の個人番号が入力しやすくなりました。
※また、[個人番号一括入力[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「修正」や「削除」を選択した場合に、個人番号が登録されていない扶養家族も表示されるように変更されました（個人番号欄は空欄です）。

社員情報登録で配偶者の情報を削除可能

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで登録されている配偶者の情報（氏名や生年月日など）を、削除できるようになりました。削除する場合は、[家族・所得税]ページにカーソルを合わせて 配偶者削除 を押します。

※ 配偶者削除 を押して配偶者の情報を削除した場合は、[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「0：配偶者なし」に変更されます。また、配偶者の個人番号データも削除されます。

個人番号を参照する際の利用目的を登録可能
＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニューで個人番号を参照する場合（[個人番号一括入力[社員] － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「参照」を選択した場合）に、その利用目的を登録できるようになりました。当システムから『マイナンバー収集・保管サービス』にログインした後に、[利用目的入力]画面が表示されます。

登録した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』の[ログ参照]メニューで確認できます。
これにより、『マイナンバー収集・保管サービス』側で、「当システムで個人番号を参照した際の利用目的」を確認することができます。

※当システムで、登録した利用目的を確認することはできません。

※利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で利用目的の記録（『マイナンバー収集・保管サービス』の[会社情報登録]メニューで設定）が「する」に設定されている場合に、登録できます。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括入力[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー

マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューに、印刷機能が追加されました。設定内容を印刷することができます。
※上記の他に、ファンクションキーの 電証配置 の名称が、 証明書配置 に変更されました。

『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

個人番号処理関連のメニューで、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する場合のパフォーマンスが改善されました。

≪ 関連メニュー ≫

・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
・[社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号アップロード[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号ダウンロード[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括入力[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号アップロード[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号ダウンロード[受給者]]メニュー
・[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年10月30日時点
銀行支店辞書	平成27年11月４日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成28年１月４日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.50

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	≪改正情報≫	
	住宅借入金等特別控除等の改正に対応	2
	法定調書合計表および[支払調書２]メニューの各種合計表が、法人番号欄等追加に伴うレイアウト変更	3
	≪機能追加≫	
	源泉徴収票の提出範囲を、画面で確認可能	3
	搭載辞書を更新	3

≪改正情報≫----------

住宅借入金等特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、平成26年４月１日以後において、特定取得に該当するか否かで住宅借入金等の年末残高の限度額が変わります。
「特定取得」とは、住宅の取得等に係る対価の額または費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）が、新消費税率（消費税及び地方消費税の税率の引上げ後の８％又は10％の税率）により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等です。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、「特定取得区分」が追加されました。
住宅借入金等特別控除申告書の居住開始年月日の後ろに「（特定）」が印字されている場合は、「1：該当」を選択します。
※この項目は、居住開始年月日が平成26年３月31日以前の場合は、設定できません。

また、汎用データの年末調整データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当　1：該当
２回目―特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当　1：該当

法定調書合計表および[支払調書２]メニューの各種合計表が、法人番号欄等追加に伴うレイアウト変更

平成28年１月１以降提出分より、以下の合計表のレイアウトが変更されました。
・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
・「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表」
・「利子等の支払調書合計表」
・「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表」
これに伴い、提出年月日が平成28年１月１日以降の場合は、平成28年１月１以降のレイアウトで出力されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニュー

≪機能追加≫----------

源泉徴収票の提出範囲を、画面で確認可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[提出区分設定]メニューの画面で、源泉徴収票の提出範囲を確認できるようになりました。社員の提出区分は自動的に判定されますが、その提出範囲が確認しやすくなりました。

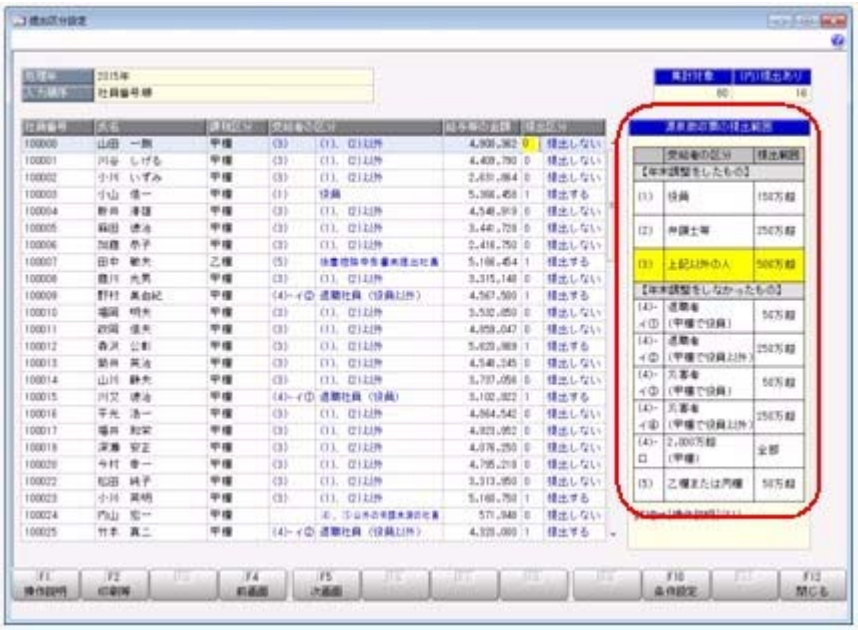

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年８月31日時点
銀行支店辞書	平成27年９月２日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成27年９月24日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.14

目次

≪改正情報≫	
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応	2
『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	2
マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加	3
[受給者情報登録]メニューの各メニューに、法人番号とメールアドレスの入力欄が追加	3
[社員情報登録]メニューにメールアドレス追加	5
≪機能追加≫	
[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューの「あっせんをした者」を、[受給者情報登録[不動産等]]メニューで管理	5
[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューで登録されている「あっせんをした者」欄を、[受給者情報登録[不動産等]]メニューへ移行	6
受給者の操作履歴を確認可能	7
搭載辞書を更新	7

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

- **マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、個人番号や確認書類の入力・管理に対応**

平成２７年１０月から個人へのマイナンバーの通知が開始されます。
これに伴い、当システムでは、社員や扶養家族の個人番号およびその確認書類（番号確認書類・身元確認書類）、受給者（個人支払先）の個人番号およびその確認書類（番号確認書類・身元確認書類）を入力・管理できるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[権限登録]-[個人番号利用権限登録]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号操作履歴[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括入力[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号操作履歴[受給者]]メニュー

- **『ＯＭＳＳ＋ マイナンバー収集・保管サービス』との連携に対応**

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

『マイナンバー収集・保管サービス』とは、個人番号を確実かつ安全に収集・保管し、利用・提供・廃棄までの管理を実現するサービスです。
このサービスと当システムを連携して使うことで、当システムに登録している社員を『マイナンバー収集・保管サービス』に連携し、『マイナンバー収集・保管サービス』で個人番号を収集して、当システムで参照・管理することができます。

参　考

『マイナンバー収集・保管サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/mynumber/service/

『マイナンバー収集・保管サービス』は、「ＯＭＳＳ＋」の「業務支援サービス」です。
「ＯＭＳＳ＋」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。
http://www.obc.co.jp/click/omss/

注　意

『マイナンバー収集・保管サービス』と接続して運用している場合は、「ＯＭＳＳ」および「ＯＭＳＳ＋」の契約期間が終了した時点で、『マイナンバー収集・保管サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「ＯＭＳＳ＋」の業務支援サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

OMSS PLUS または『ＯＭＳＳ＋』

≪ 関連メニュー ≫

・[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号収集対象者設定[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号アップロード[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号ダウンロード[社員]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号収集対象者設定[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号アップロード[受給者]]メニュー
・[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号ダウンロード[受給者]]メニュー

マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」）の導入に伴い、法人番号の入力欄を追加

平成２７年１０月から事業主へ法人番号の通知が開始されます。
これに伴い、当システムでは、[導入処理]-[会社情報登録]メニューに「法人番号」の入力欄が追加されました。

[受給者情報登録]メニューの各メニューに、法人番号とメールアドレスの入力欄が追加

マイナンバー制度の導入に伴い、[受給者情報登録]メニューの各メニューに「法人番号」の入力欄が追加されました。
受給者区分が「2：法人」の場合だけ、「法人番号」の入力欄が表示されます。
法人番号の追加に伴い、受給者区分の位置が【基本情報】から、受給者番号の下に変更されました。

また、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際に利用するための「メールアドレス」も追加されました。
※『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いでない場合でも、表示されます。

これに伴い、汎用データの各データにも、以下の項目が追加されました。

○受給者情報[報酬等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
法人番号	RREW017	13	数字	
メールアドレス	RREW018	80	英数	

○受給者情報[不動産等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
法人番号	RREL012	13	数字	
メールアドレス	RREL013	80	英数	

○受給者情報[配当等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
法人番号	RDIV016	13	数字	
メールアドレス	RDIV017	80	英数	

○受給者情報[利子等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
法人番号	RINT016	13	数字	
メールアドレス	RINT017	80	英数	

○受給者情報[非居住者等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
法人番号	RNOR021	13	数字	
メールアドレス	RNOR022	80	英数	

[社員情報登録]メニューにメールアドレス追加

[社員情報登録]メニューの[基本]ページに、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際に利用するための「社用e-Mail１～２」「個人用e-Mail１～２」が追加されました。
※『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いでない場合でも、表示されます。

これに伴い、汎用データにも以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
社用e-Mail１	EWOR002	80	英数	
社用e-Mail２	EWOR004	80	英数	
個人用e-Mail１	ECEL002	80	英数	
個人用e-Mail２	ECEL102	80	英数	

≪機能追加≫----------

[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューの「あっせんをした者」を、[受給者情報登録[不動産等]]メニューで管理

マイナンバー制度導入に伴い、受給者（個人支払先）の個人番号を管理することとなりました。
これに伴い、[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[支払調書１]-[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューの摘要欄の「あっせんをした者」欄を、[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[不動産等]]メニューで管理するように変更されました。
これに伴い、今までは[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューの摘要欄の「あっせんをした者」欄の「住所」「氏名」「国内外区分」「個人・法人区分」を直接入力していましたが、「あっせんをした者」欄に「受給者番号」を入力して[受給者情報登録[不動産等]]メニューで登録されている「住所」および「氏名」を表示するように変更されました。
※「国内外区分」および「個人・法人区分」は、[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[不動産等]]メニューで保持するため、あっせんをした者欄での入力および表示がなくなりました。

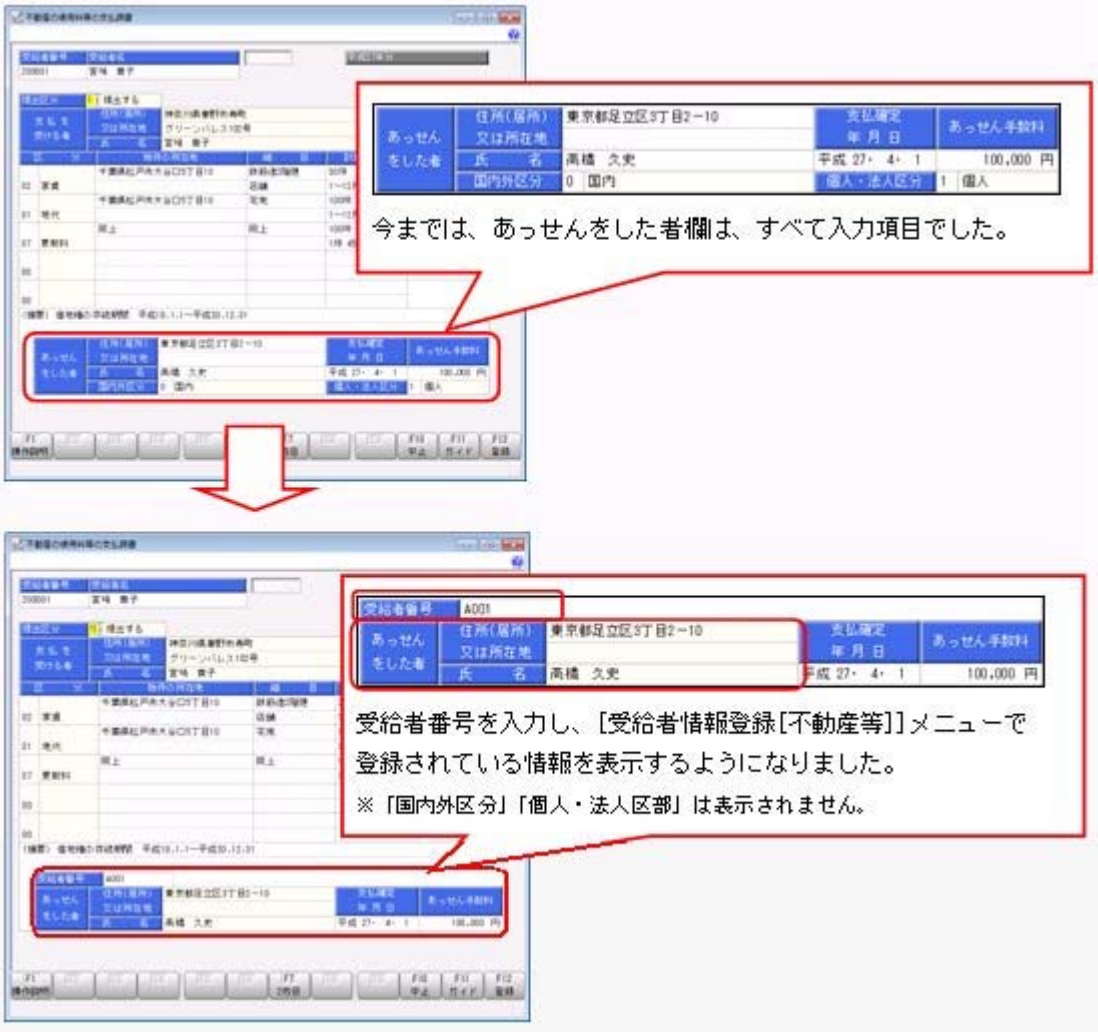

- **[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューで登録されている「あっせんをした者」欄を、[受給者情報登録[不動産等]]メニューへ移行**

[支払調書１]-[不動産の使用料等の支払調書]メニューおよび[支払調書１]-[不動産等の譲受の対価の支払調書]メニューで「あっせんをした者」欄をお使いの場合は、Ver.2.14をセットアップした後に関連メニューを開くと、以下のメッセージが表示され、自動的に[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[不動産等]]メニューに受給者として登録されます。

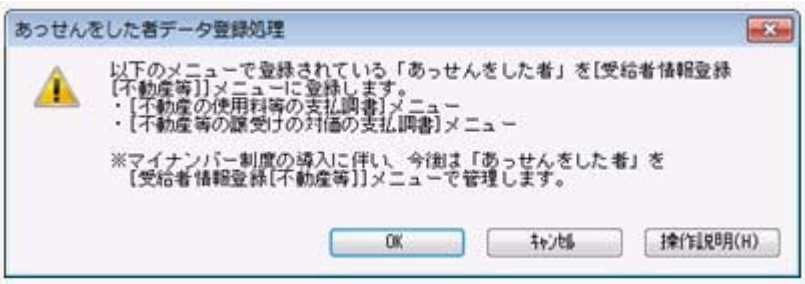

※このメッセージは、「あっせんをした者」欄を使用している場合だけ表示されます。

［OK］ボタンをクリックすると、「あっせんをした者」欄に登録されていた情報が、［受給者情報］-［受給者情報登録］-［受給者情報登録［不動産等］］メニューに登録されます。

注　意

［支払調書１］-［不動産等の譲受の対価の支払調書］メニューで登録されていた「あっせんをした者」は、受給者区分が「２：法人」で登録されます。
受給者区分が「1：個人」に該当する場合は、［受給者情報］-［受給者情報登録］-［受給者情報登録［不動産等］］メニューで、受給者区分を「1：個人」に変更してください。

※Ver.2.14以降で以下のいずれかのメニューを初めて起動した時に、上記のメッセージが表示されます。
・［受給者情報］-［受給者情報登録］-［受給者情報登録［不動産等］］メニュー
・［支払調書１］-［不動産の使用料等の支払調書］メニュー
・［支払調書１］-［不動産等の譲受の対価の支払調書］メニュー
・［随時処理］-［汎用データ受入］-［受給者情報データ受入］メニュー

受給者の操作履歴を確認可能

［随時処理］-［操作履歴］-［受給者操作履歴］メニューが追加されました。今までは、社員の操作履歴だけしか確認できませんでしたが、受給者の操作履歴も確認できるようになりました。
※［随時処理］-［操作履歴］-［受給者操作履歴］メニューの追加に伴い、［随時処理］-［社員操作履歴］メニューのメニュー構成が、［随時処理］-［操作履歴］-［社員操作履歴］メニューに変更されました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年７月31日時点
銀行支店辞書	平成27年８月５日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成27年８月24日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.13

目次

社員情報の汎用データを受け入れる際に、新規に社員が登録されないように設定可能	2
［データ領域選択］画面の各項目の列幅や並び順を保持可能	2
年末調整データで、大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮	2
バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更	3
搭載辞書を更新	3

社員情報の汎用データを受け入れる際に、新規に社員が登録されないように設定可能

今までは、[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニューで、当システムに登録されていない社員番号を受け入れた場合は、新規に社員が登録されていました。
今回から、新規に社員を登録せずに、すでに登録されている社員の汎用データだけを受け入れられる（データの上書き）ようになりました。
新規で社員を登録しない場合は、[社員情報データ受入 － 条件設定]画面の[重複条件設定]ページの「重複する社員番号だけを受け入れる」にチェックを付けます。チェックを付けると、すでに登録されている社員番号の汎用データだけを受け入れますので、新規に社員は登録されません。
※今までと同様に新規に社員を登録したい場合は、チェックを付けずに汎用データを受け入れてください。

[データ領域選択]画面の各項目の列幅や並び順を保持可能

[データ領域管理]-[データ領域選択]メニューで、画面の各項目の列幅や並び順を変更した場合に、その情報が保持されるようになりました。次回起動時も、担当者個人の見やすい幅や並び順で表示されます。

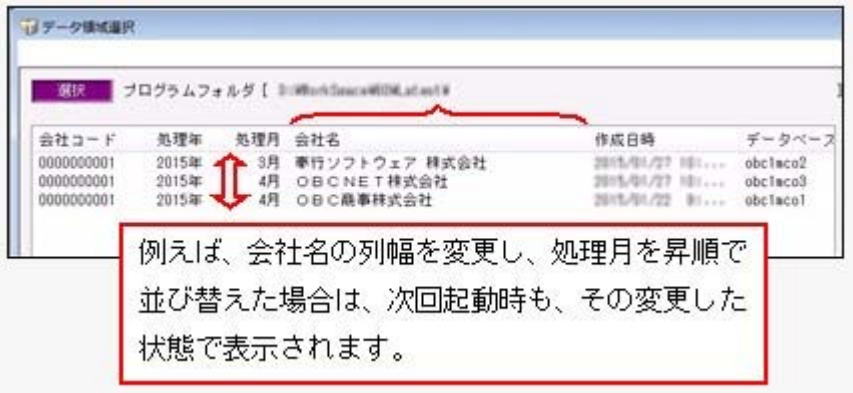

≪ 関連メニュー ≫

・[データ領域管理]-[データ領域選択]メニュー
・[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域変更]メニュー
・[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域削除]メニュー

年末調整データで、大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューなどで、大量に画面表示や登録する際にかかる時間を短縮しました。
※データ量や出力条件、環境によって、短縮される時間が異なります。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算処理
・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

バックアップデータのファイルサイズが小さくなるように変更

バックアップデータを「ＯＢＣ専用モード」で作成した際に、バックアップデータが自動的に圧縮されるようになり、サイズが小さくなりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[データ領域管理]-[バックアップ／復元]-[一括バックアップ]メニュー
・[随時処理]-[バックアップ]メニュー

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年２月27日時点
銀行支店辞書	平成27年３月４日時点
市町村辞書	平成27年２月１日時点
電子申告辞書	平成27年３月30日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.12

目次

≪改正情報≫	
マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応	2
≪機能追加≫	
搭載辞書を更新	2

≪改正情報≫----------

マイカー通勤者の通勤手当の非課税範囲の改正に対応

平成２６年１０月１７日に所得税法施行令の一部を改正する政令が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。
これに伴い、[給料等調整入力]メニューで支払い済みの課税通勤費の精算を行い、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を印字できるように変更されました。

≪機能追加≫----------

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成26年10月31日時点
銀行支店辞書	平成26年11月５日時点
市町村辞書	平成26年９月１日時点
電子申告辞書	平成26年９月16日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.11

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	扶養控除等異動申告書および保険料控除等申告書で、欄外印字の所属コードと社員番号のフォントサイズを変更可能	2
	年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意	2
	控除額適用区分の選択肢の名称を変更	3
	地方税電子申告の全市町村対応に伴い、対象外市町村の印刷設定を削除	3
	源泉徴収票の内容を一覧で出力可能	4
	雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善	4
	給与所得の源泉徴収票合計表内訳一覧表に印刷様式を選択可能	4
	法定調書の電子申告において、「前回受付結果」項目を追加	5
	「受入済リスト」に氏名が印字	5
	よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加	6
	搭載辞書を更新	6

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

扶養控除等異動申告書および保険料控除等申告書で、欄外印字の所属コードと社員番号のフォントサイズを変更可能

扶養控除等異動申告書（[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー）および保険料控除等申告書（[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除等申告書]メニュー）で、所属コードおよび社員番号のフォントサイズ（７～10）が指定できるようになりました。
フォントサイズの指定に伴い、所属コードおよび社員番号の印字位置も変更されました。
初期値として最小値のフォント「７」が指定されていますが、以前より大きく印字され、見やすくなりました。

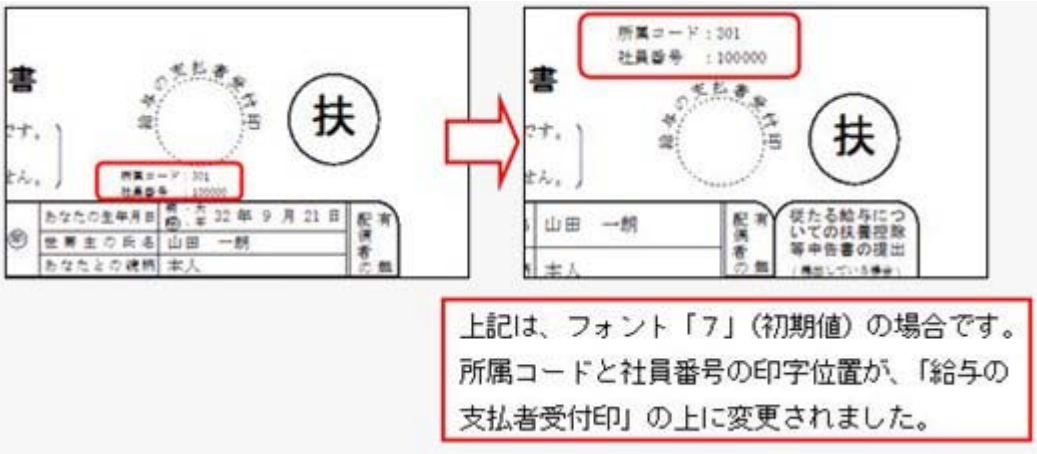

年末調整画面に各種申告書の転記元画面を用意

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]・[中途入社]ページの右側に、各項目の申告書の転記元が説明されている画面が用意され、年末調整データが入力しやすくなりました。

※[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力・計算を同時に行う＜即時計算＞」の場合は、転記元を押して計算結果画面と切り替えることができます。

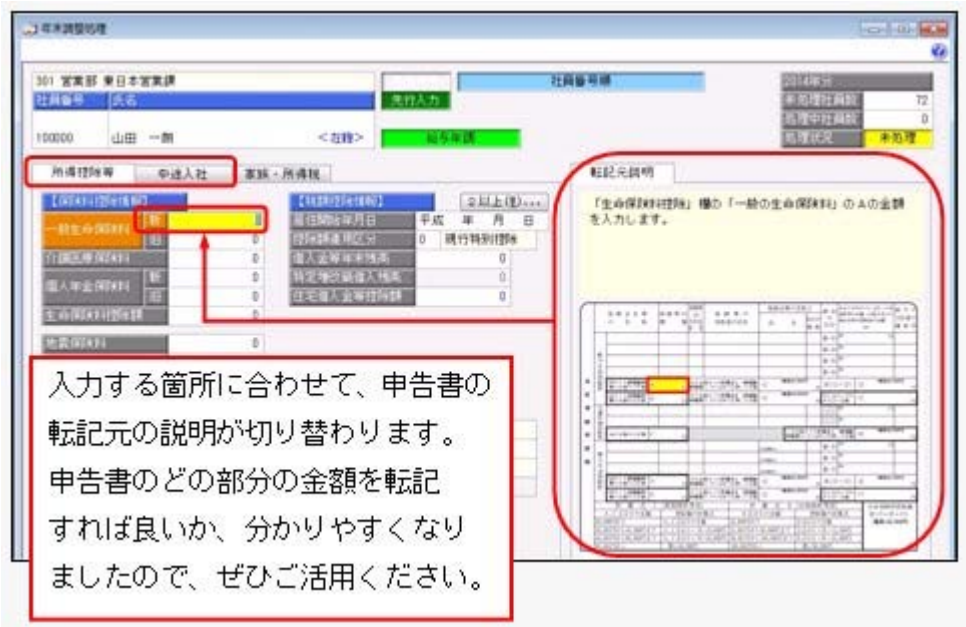

控除額適用区分の選択肢の名称を変更

住宅借入金等特別控除を受ける要件のうち「認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例」に、「認定低炭素住宅について認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を受ける場合（平成24年12月4日より居住の用に供した場合）」も加わりました。
これに伴い、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの控除額適用区分の選択肢「3：認定長期優良」の名称を「3：認定住宅」に変更しました。
また、[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニューで、「ＯＢＣ受入形式」以外で出力した際の、控除額適用区分の選択肢の名称も変更されました。

項目名	備考
控除額適用区分	「3：認定長期優良」から「3：認定住宅」へ変更
２回目ー控除額適用区分	

※控除額適用区分コード「3」は、変更ありません。
　また、年末調整データの汎用データ受入記号や控除額適用区分コード「3」は変更ありません。

地方税電子申告の全市町村対応に伴い、対象外市町村の印刷設定を削除

今までは、地方税電子申告に対応していない市町村があったため、[源泉徴収票]メニュー、[給与支払報告書（総括表）]メニュー、[市町村提出用データ作成]メニューの[印刷条件設定]画面に、「地方税電子申告対象外市町村（の社員）を除いて印刷（作成）する」のチェックボックス、および［対象外市町村確認...］ボタンがありました。
本年より、全市町村が地方税電子申告に対応したことに伴い、これらのチェックボックスおよびボタンを削除しました。

≪ 関連メニュー ≫

・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
・[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー
・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

源泉徴収票の内容を一覧で出力可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューが追加されました。
源泉徴収票の項目を一覧で出力します。年末調整処理が終了し、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで源泉徴収票を印刷する前に、摘要欄の扶養親族の名前を一覧表形式で確認する場合などに利用できます。
※[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで扶養親族の名前を確認した結果、名前を修正する場合は、[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページで修正してください。

雇用転換した場合に、源泉徴収票に入社年月日を表示・印字しないように改善

今までは、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの処理年と[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページの入社年月日の年が同じ場合は、必ず源泉徴収票に入社年月日が表示・印字されていました。したがって、雇用転換した場合で、入社年月日が不要な場合も表示・印字されていました。
今回から、[社員情報登録]メニューの[基本]ページの[社員情報登録 － 前回雇用情報]画面の情報をもとに、前回退職年月日が入社年月日の前日で、前回退職区分が設定されていない場合は、入社年月日が表示・印字されないように改善されました。

給与所得の源泉徴収票合計表内訳一覧表に印刷様式を選択可能

[支払調書１]-[法定調書合計表]-[給与所得の源泉徴収票合計表内訳一覧表]メニューの[給与所得の源泉徴収票合計表内訳一覧表 － 条件設定]画面の[基本設定]ページに印刷様式が追加され、「標準様式」と「詳細様式」から選択できるようになりました。
「詳細様式」では、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで入力した金額や、[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[中途・市町村]ページの中途区分を「0：中途入社以外」で入力した金額も印字され、確認に便利です。

今までと同じレイアウトで出力する場合は、印刷様式に「標準様式」を選択します。

法定調書の電子申告において、「前回受付結果」項目を追加

[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューに、「前回受付結果」が追加されました。
「前回受付結果」は、２回目以降の電子申請データ作成時に表示されます。
前回送信した電子申請データに不備があり、同じ提出区分で電子申請データを再送する場合などに、前回受付結果を「0：エラー情報あり」に設定することで、前回の申請データと同じ提出区分でデータを再作成できるようになりました。

「受入済リスト」に氏名が印字

[随時処理]-[汎用データ受入]メニューの各メニューで汎用データを受け入れた場合は、受け入れた内容を確認できる「受入済リスト」を印刷できます。社員に紐付く汎用データを受け入れた場合は、「受入済リスト」の社員番号のうしろに、必ず氏名が印字されるようになりました。氏名が印字されることで受け入れた社員を確認しやすくなり、便利です。
例えば、[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニューの「受入済リスト」の場合は、以下のように印字されます。

参　考

受け入れる汎用データに「氏名」が含まれている場合は、受け入れた氏名が印字されます。

≪ 関連メニュー ≫

[随時処理]-[汎用データ受入]メニュー全般

よく使うメニューをすばやく開ける、ダイレクト起動メニューを追加

ダイレクト起動メニューを利用すると、最近使ったメニューを簡単に開くことができます。
さらに、よく使うメニューをリストに固定表示することで、毎日使用しているメニューをすばやく起動できます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成26年８月29日時点
銀行支店辞書	平成26年９月３日時点
市町村辞書	平成26年９月１日時点
電子申告辞書	平成26年９月16日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.10

目次

Office連携サービスの機能を強化（テンプレート・パスワード） ＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞	2
搭載辞書を更新	2

Office連携サービスの機能を強化（テンプレート・パスワード）
＜「ＯＭＳＳ」にご加入の場合＞

参　考

○「ＯＭＳＳ」や「業務支援サービス」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

http://www.obc.co.jp/click/omss/

○「業務支援サービス」は、「ＯＭＳＳ」の契約期間中に利用できるサービスです。
「ＯＭＳＳ」の契約期間が終了した時点で、「業務支援サービス」も利用できなくなりますので、ご注意ください。

○Outlook メールのテンプレート機能

汎用データ作成や管理帳表等の転送で作成したExcelファイルをMicrosoft Outlookのメールに添付して送信する際に、宛先や件名、メール本文が毎回同じ場合は、Microsoft Outlookで保存したテンプレートを利用できるようになりました。

○パスワード機能

作成するExcelファイルに、パスワードを設定できるようになりました。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成26年２月28日時点
銀行支店辞書	平成26年３月５日時点
市町村辞書	平成26年１月１日時点
電子申告辞書	平成26年３月24日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.05

目次

	搭載辞書を更新	2

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成25年12月27日時点
銀行支店辞書	平成26年１月６日時点
市町村辞書	平成26年１月１日時点
電子申告辞書	平成26年１月６日時点

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.04

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

≪改正情報≫	
復興特別所得税を加味した年末調整に対応	2
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	3
≪機能追加≫	
「ＯＭＳＳ　ＯＢＣメンテナンスサポートサービス」の「業務支援サービス」に対応	4
「社保申告控除分」の項目名を「社保申告控除分合計」に変更	10
年末調整をやりなおす場合の操作方法を改善	11
自動的に年末調整方法が変更される際に、その旨をお知らせする画面を表示	12
源泉徴収票の摘要欄の表示・印字が変更	12
過去の年末調整が可能	13
「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の表示・印字にあわせて、支払金額や消費税額の入力方法の設定を追加	13
法定調書合計表に集計されている、退職所得の源泉徴収票の内訳を確認可能	14
退職所得の源泉徴収票の摘要欄の前職分の表示・印字が変更	15
配当等の支払調書の前回基準日を空欄で登録可能	15
市町村提出用データ作成において、退職社員の住民税徴収方法を必ず「普通徴収」で出力	16
[納税者情報変更]メニューにサブメールアドレスが追加	16
電子申告で法定調書合計表を申請後、「無効分」と「訂正分」を再提出する場合に、まとめて送信可能	16
付箋を全利用者で共通して利用可能	17
[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除く設定が追加	17
メニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるように変更	17
『参照専用ライセンス』の初期画面を設定できるメニューを追加 ＜『参照専用ライセンス』をお使いの場合＞	18
搭載辞書を更新	18

【税理士事務所のお客様へ】	
[税理士情報変更]メニューにサブメールアドレスが追加	18

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

≪改正情報≫----------

● 復興特別所得税を加味した年末調整に対応

平成25年の年末調整から、所得税と復興特別所得税の年末調整をまとめて行うように改正されます。

①従来通り、「算出所得税額（旧 年税額）」を計算します。

②「住宅借入金等特別控除額」がある場合は控除して、「年調所得税額」として求めます。

③「年調所得税額」に対して102.1%を乗じた金額（100円未満切り捨て）を、「年調年税額（旧 差引年税額）」として復興特別所得税を含めた金額で算出します。

※平成25年１月からの源泉徴収税額表の改正により、すでに平成25年の各月（回）の給与処理および賞与処理では、所得税と復興特別所得税を合わせた金額を「所得税」から控除しています。

当システムでは、年末調整の計算結果を以下のように表示します。

※[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整を計算すると、復興特別所得税を加味した「年調年税額」が自動的に計算されます。

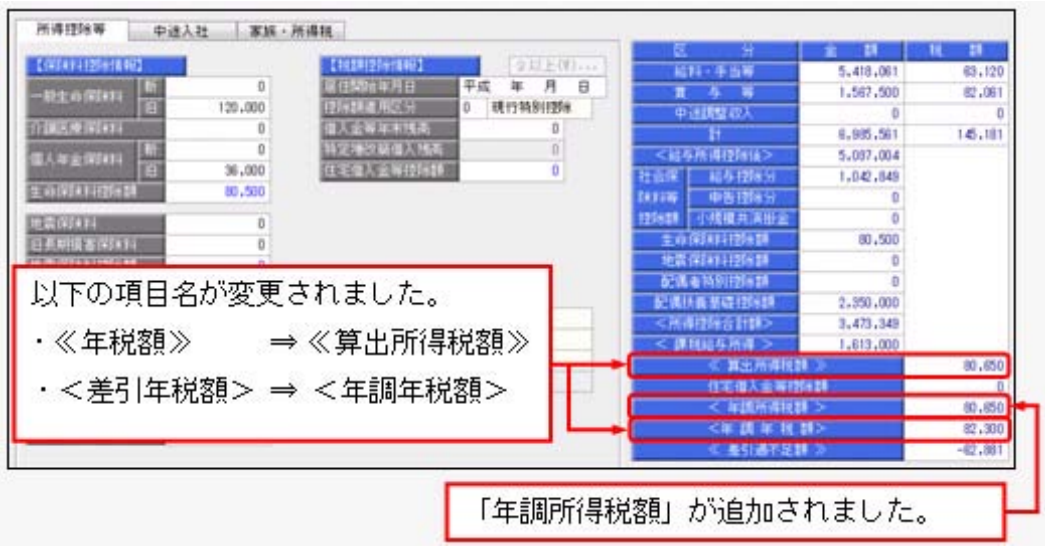

上記の計算結果情報項目の追加・変更は、年末調整の各種管理資料や汎用データでも変更されます。

※過年分の年末調整データを汎用データで受け入れる場合は、「年調所得税額」の受入記号も追加されていますので、汎用データ受入形式一覧で[年末調整データ]の【計算結果情報】欄をご確認ください。

源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の追加・変更に伴い、奉行サプライの「源泉徴収簿」の様式を変更しました。
○[5162]単票源泉徴収簿（横型）
○[4161]単票源泉徴収簿（縦型）
○[4061]源泉徴収簿
※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

○[5162]単票源泉徴収簿（横型）

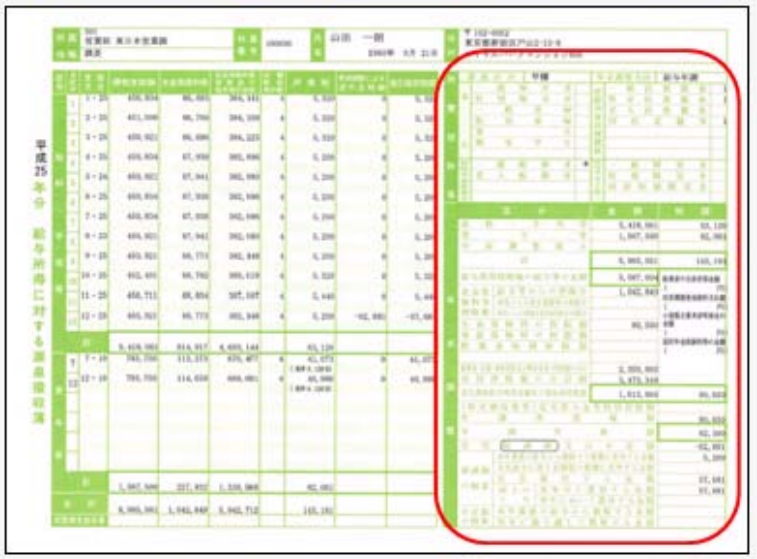

○[4161]単票源泉徴収簿（縦型）

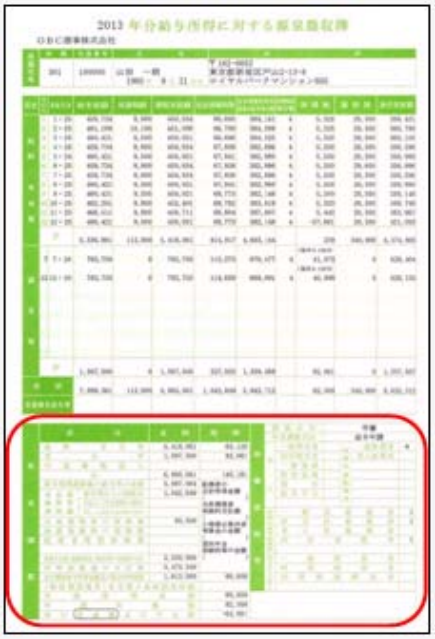

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収簿 － 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。
※今までの旧様式の奉行サプライ（[5104]単票源泉徴収簿（横型 旧様式）、[4104]単票源泉徴収簿（縦型 旧様式）、[1695]源泉徴収簿（旧様式））に印刷することもできます。

≪機能追加≫----------

「ＯＭＳＳ　ＯＢＣメンテナンスサポートサービス」の「業務支援サービス」に対応

「ＯＭＳＳ ＯＢＣメンテナンスサポートサービス（以下、ＯＭＳＳ）」にご加入いただいているお客様向けに、当システムを活用して業務生産性や情報活用の向上を支援する「業務支援サービス」をご用意しました。
「ＯＭＳＳ」や「業務支援サービス」の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

http://www.obc.co.jp/click/omss/

注　意

「業務支援サービス」は、「ＯＭＳＳ」の契約期間中に利用できるサービスです。
「ＯＭＳＳ」の契約期間が終了した時点で、「業務支援サービス」も利用できなくなりますので、ご注意ください。

当システムでは、以下の「業務支援サービス」について利用できます。

「Office連携サービス」

参　考

操作説明（ヘルプ）では、「業務支援サービス」として提供する機能を、OMSS または『ＯＭＳＳ』と記載しています。

＜Office連携サービス＞

当システムから「Microsoft Office」に、シームレスに連携する機能を利用できるサービスです。

当システムの基幹データを円滑に情報共有・分析でき、全社的な情報活用による業務生産性の向上を支援します。

〇Excelへの罫線付出力機能

各帳票をExcelに出力する際に、自動で罫線や項目を色付けして、見やすい資料を作成できます。

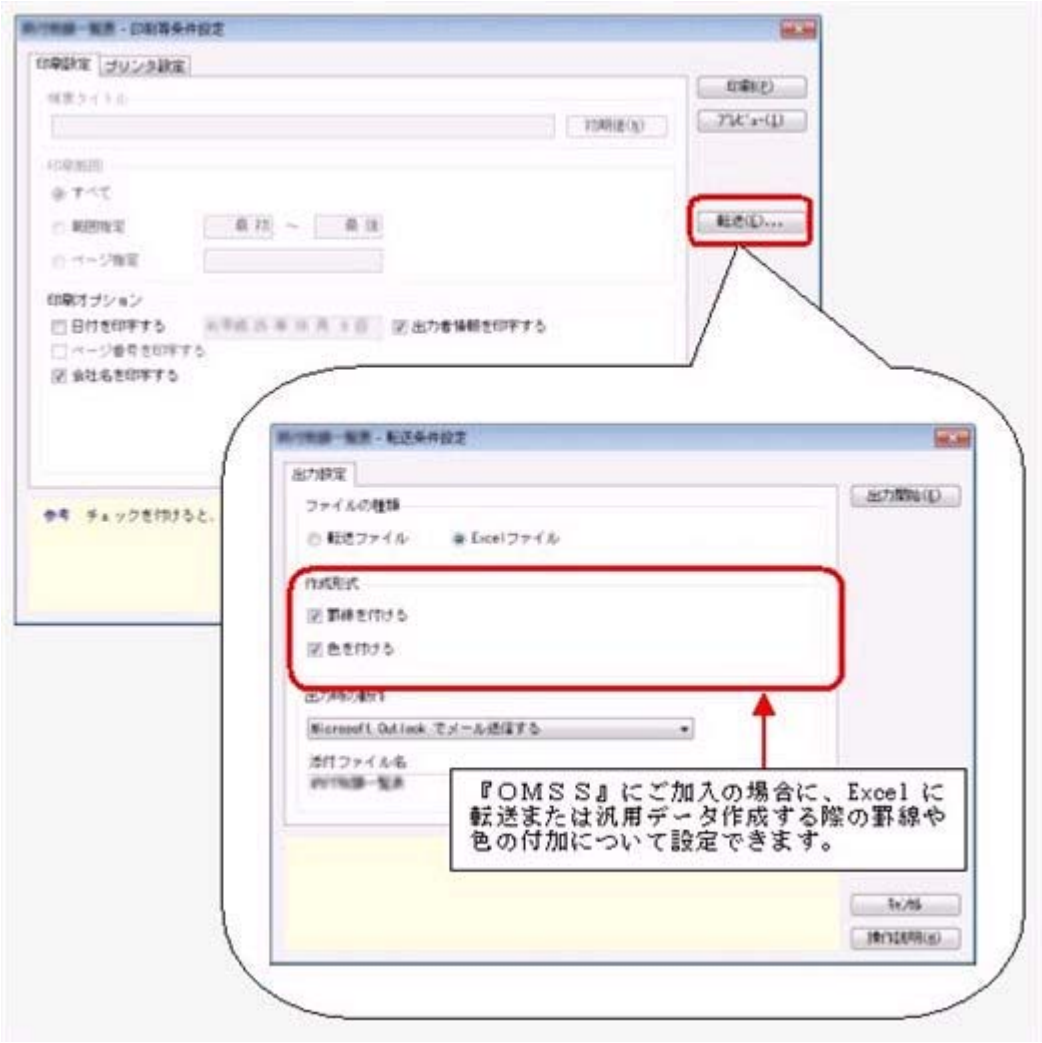

○Outlook 連携

自動的にOutlookを起動して、Excel出力した管理資料のファイルを添付して、送信できます。

「ファイルを作成・保存してから、メールに添付して送信する」といった、一連の手間を省くことができます。

※Microsoft Outlook 2007以上が必要です。

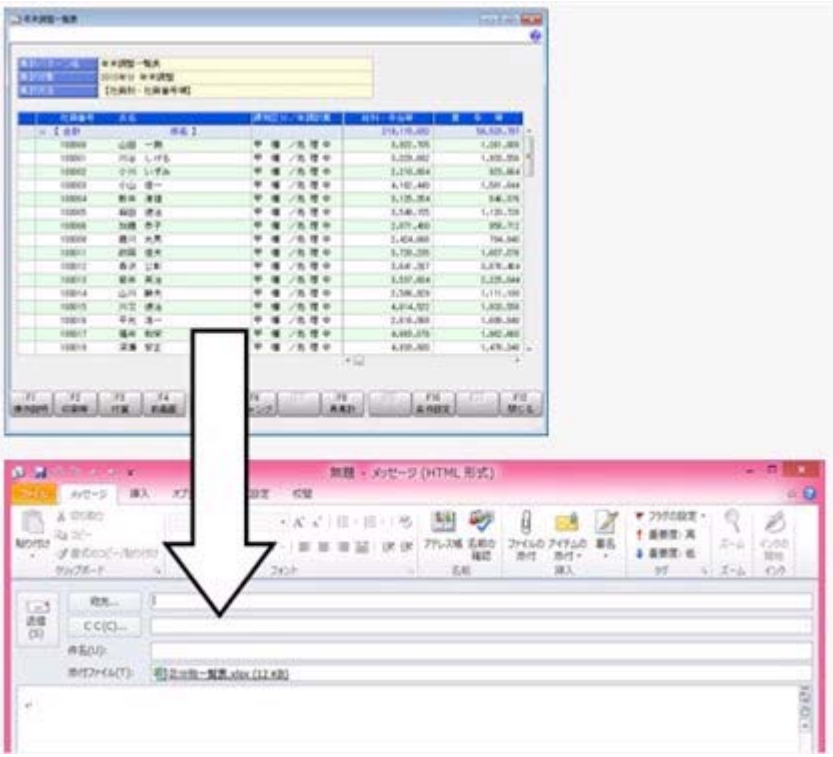

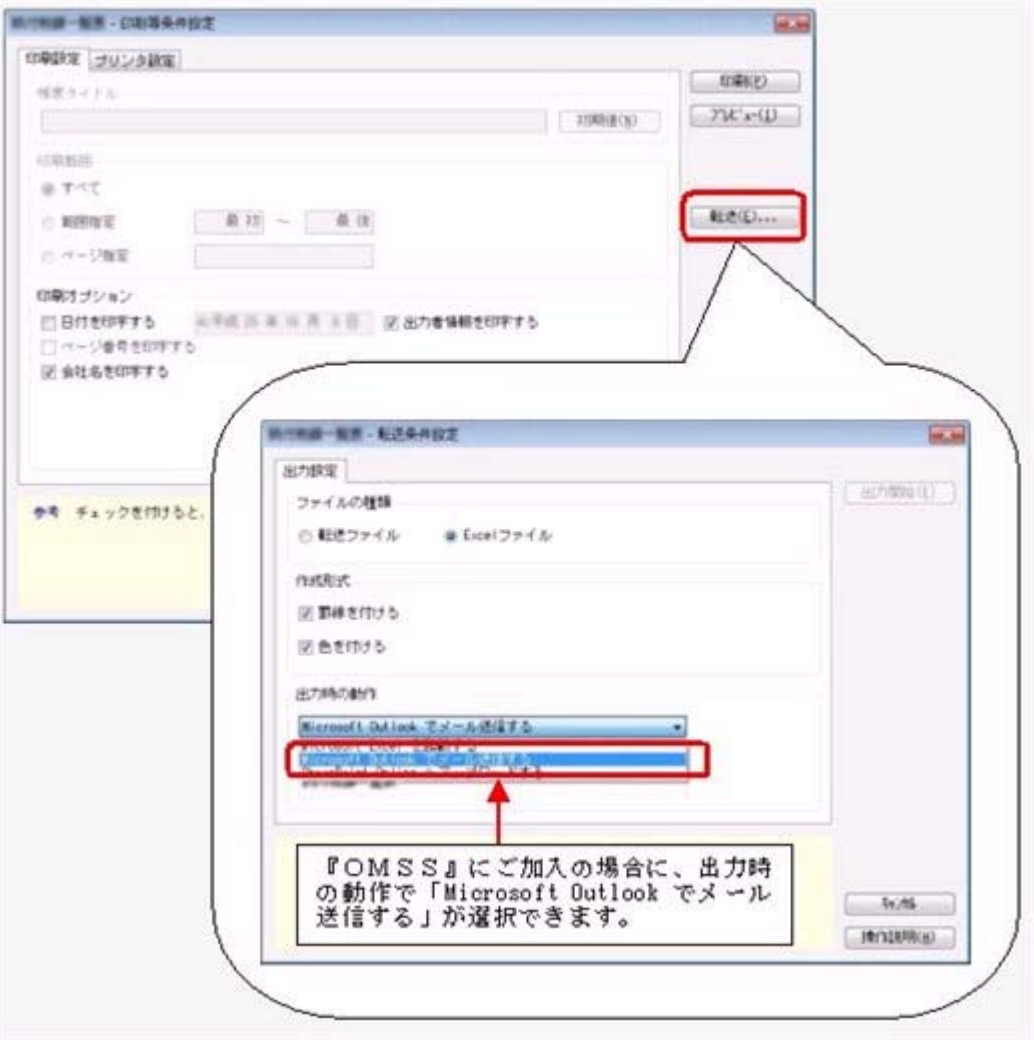
印刷設定
プリンタ設定
印刷(P)
プレビュー(L)
転送(E)...
すべて
出力者情報を印刷する
会社名を印刷する
出力設定
ファイルの種類
転送ファイル
Excelファイル
罫線を付ける
色を付ける
出力時の動作
Microsoft Outlook でメール送信する
『ＯＭＳＳ』にご加入の場合に、出力時の動作で「Microsoft Outlook でメール送信する」が選択できます。

○SharePoint Online 連携

直接「SharePoint Online」のライブラリを指定して、Excel出力した管理資料のファイルを保存できます。

基幹情報を簡単にクラウド上のサイトで共有でき、利用者は時間や場所にとらわれずに、情報を活用できます。

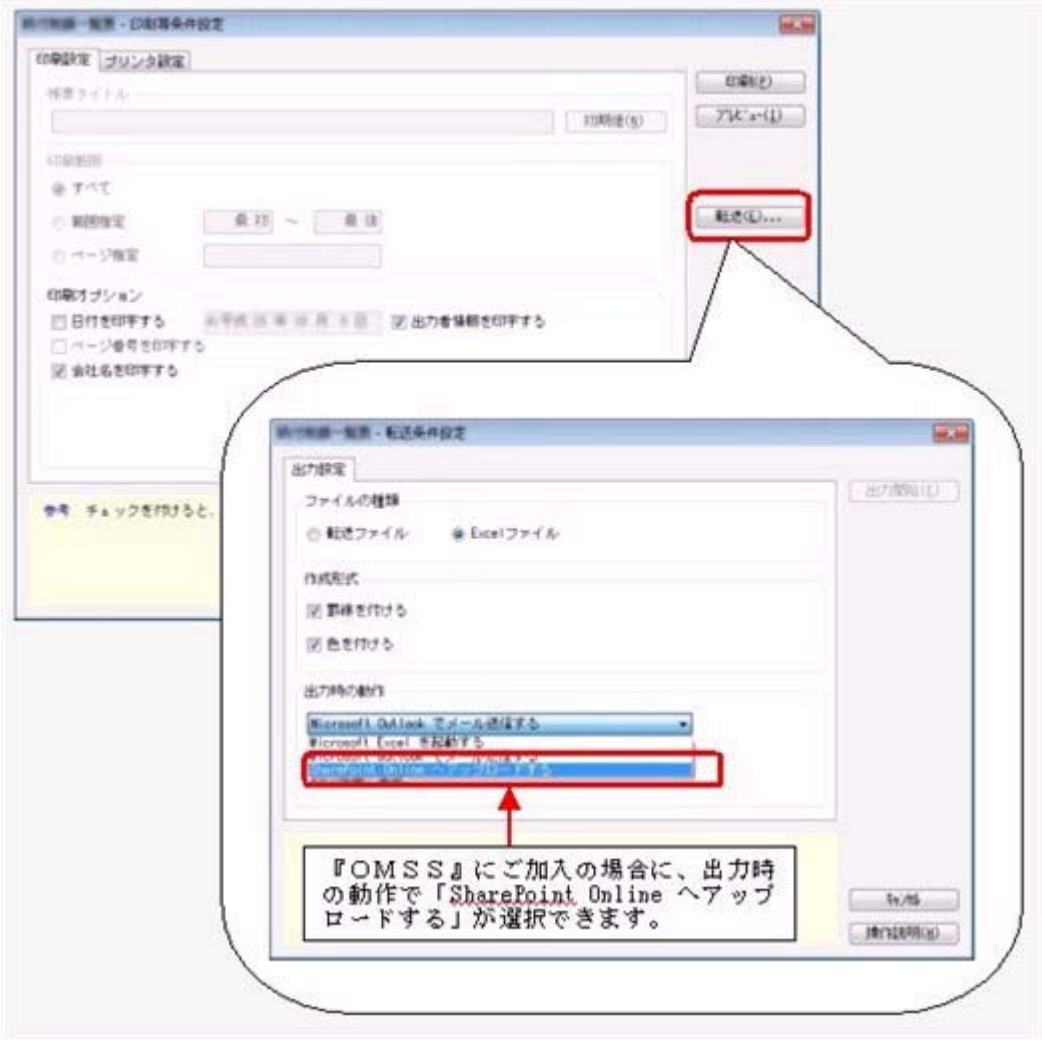

上記、「業務支援サービス」の利用期間を確認できる、[管理ツール]-[ライセンス一覧]メニューが追加されました。
当システムで使用できる「業務支援サービス」について、利用期間を一覧で確認できます。
また、当システムおよびオプション製品についても、ライセンス情報（登録番号やライセンスキー等）を一覧で確認できます。

※利用期間やライセンス情報の最新情報は、以下の方法で取得できます。
【インターネット接続環境のコンピュータで、当システムをお使いの場合】
常に最新情報が表示されます。
【インターネットに接続されていないコンピュータで、当システムをお使いの場合】
ＯＭＳＳにご加入いただいたお客様がダウンロードできる「ＯＭＳＳライセンスファイル」を、[ライセンス一覧]メニューで読み込むことで最新情報を表示できます。
※[ライセンス一覧]メニューは、管理者だけに表示されます。
※[ライセンス一覧]メニューは、「ＡＳＯＳ」会員のお客様の場合は表示されません。

「社保申告控除分」の項目名を「社保申告控除分合計」に変更

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページにある「社保申告控除分」の項目名について、入力する内容をより分かりやすくするために、「社保申告控除分合計」に変更しました。

※項目名に「合計」を追加することで、「保険料控除申告書」の【社会保険料控除】欄のうち、合計（控除額）の金額を入力することを、より明示的にしました。

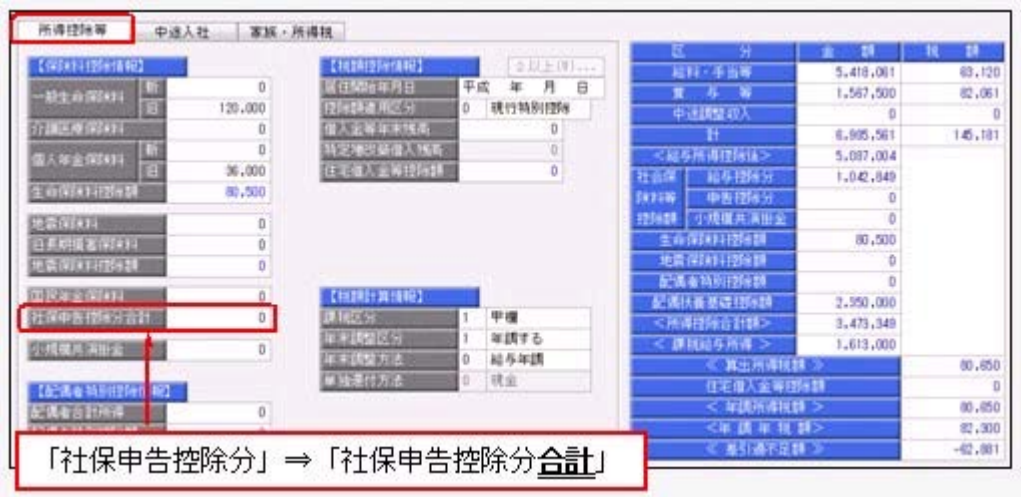

上記の項目名の変更は、年末調整の各種管理資料でも変更されます。
ただし、[汎用データ作成]メニューだけは、「社保申告控除分」の項目名で出力されます。

年末調整をやりなおす場合の操作方法を改善

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果欄に、「今回過不足額（参考）」が追加され、前回の年末調整結果(前回過不足税額)との差額(今回過不足税額)が確認できるようになりました。

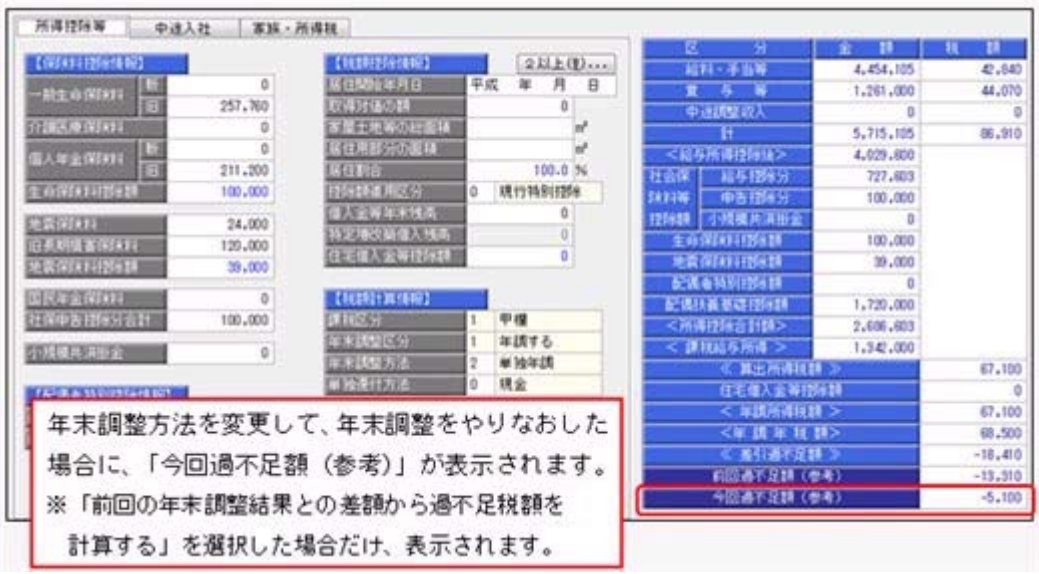

参　考

○「今回過不足額（参考）」は、年末調整が「処理済」の社員に対して、年末調整方法を変更し、[年末調整処理 － 過不足税額計算方法]画面で「前回の年末調整結果との差額から過不足税額を計算する」を選択した場合だけ、表示されます。

○「今回過不足額（参考）」は、年末調整データとして保持されないため、修正を行っている社員を登録して閉じると、表示されなくなります。

自動的に年末調整方法が変更される際に、その旨をお知らせする画面を表示

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューや[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューで、[年末調整処理 － 計算]画面で年末調整の処理状況が「処理中」の社員の計算をかける場合に、年末調整方法が「給与年調」または「賞与年調」で、12月の給与（または賞与）データが登録されていない社員がいる場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更して計算されています。
今回から、上記の場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更する旨の画面が表示されるようになりました。
退職等で年末調整を計算したくない社員がいる場合は、チェックを外すことで、年末調整が計算されません。

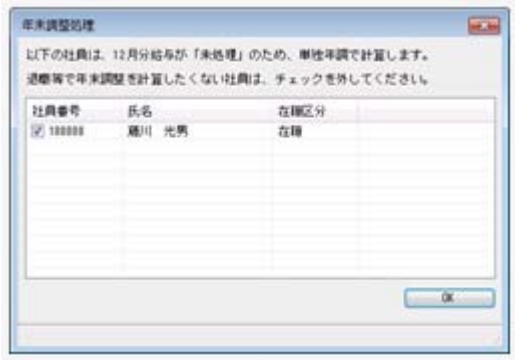

※[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニューでは、処理方法が「入力・計算を同時に行う＜即時計算＞」の場合に、年末調整方法が「給与年調」または「賞与年調」で、12月の給与（または賞与）データが登録されていない社員がいる場合は、年末調整方法を「単独年調」に変更する旨の画面が表示されるようになりました。

源泉徴収票の摘要欄の表示・印字が変更

源泉徴収票のサプライ（[4109]源泉徴収票）のレイアウト変更に伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄の表示・印字される内容が、以下のように変更されます。

・中途入社社員の前職退職年月日が、前職の会社名の後ろに表示・印字されます。
・住宅借入金等特別控除額が年税額から控除しきれなかった場合で、２以上の住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合（[年末調整処理 － ２以上の住宅借入金等特別控除]画面で２回分の住宅借入金等特別控除の情報を入力した場合）は、居住開始年月日の前の「居住」、借入金等年末残高の前の「残高」が表示されなくなりました。

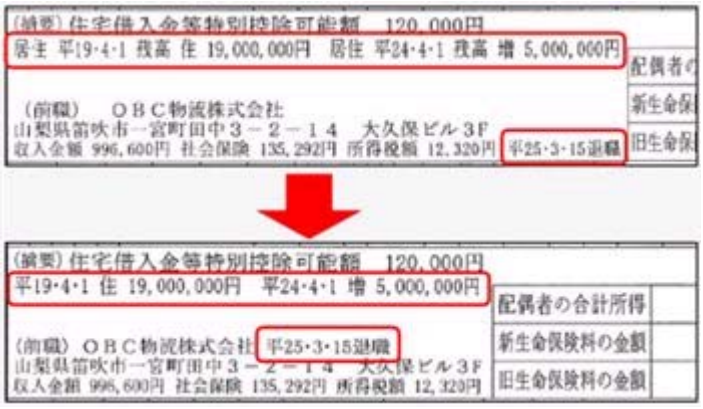

過去の年末調整が可能

今までは過去３年分の年末調整をやりなおすことができましたが、今回より過去３年分より前の年末調整もやりなおすことができるようになりました。過去の年末調整をやりなおす場合は、[年末調整処理 － 条件設定]画面の[基本設定]ページで、年末調整処理年に過去年を選択します。
※ただし、平成19年以降の年末調整に限ります。

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の表示・印字にあわせて、支払金額や消費税額の入力方法の設定を追加

今までは、報酬・料金等の額の中に消費税等の額が含まれている場合の原則に従い、[日常処理]-[報酬等入力]メニューで支払金額（消費税込金額）を入力して、区分に紐づいた計算式で源泉徴収税額を自動的に計算していました。
今回から、支払金額から消費税額を除いた額を対象として、源泉徴収税額を自動的に計算できるようになりました。
[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[報酬等]]メニューの[基本]ページに「支払金額」と「消費税額」の設定が追加され、消費税額を入力する設定の場合は、[日常処理]-[報酬等入力]メニューに消費税額欄が表示されるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫
・[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[報酬等]]メニュー
・[日常処理]-[報酬等入力]メニュー
・[支払調書1]-[報酬等の支払調書]メニュー）

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに以下の項目が追加されました。

○受給者情報[報酬等]データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
支払金額	RREW015	1	数字	0：消費税込金額　1：消費税抜金額 支払金額に「1：消費税抜金額」を受け入れて、消費税額を受け入れない場合は、消費税額は自動的に「1：入力する」がセットされます。 支払金額に「1：消費税抜金額」、消費税額に「0：入力しない」を受け入れた場合は、未受入となります。
消費税額	RREW016	1	数字	0：入力しない　1：入力する 消費税額に「0：入力しない」を受け入れて、支払金額を受け入れない場合は、支払金額は自動的に「0：消費税込金額」がセットされます。

○報酬等明細データ

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
消費税額	DPRD007	10	数字	形式は、汎用データ受入形式一覧の表紙の「金額データの受け入れ」をご参照ください。

法定調書合計表に集計されている、退職所得の源泉徴収票の内訳を確認可能

[支払調書１]-[法定調書合計表]-[退職所得の源泉徴収票合計表内訳一覧表]メニューが追加されました。
[法定調書合計表]メニューの「２　退職所得の源泉徴収票合計表」欄に集計された内訳について、各項目の内訳一覧表を出力できるようになりました。
「Ａ　退職手当等の総額」「Ａのうち、源泉徴収票を提出するもの」など、各項目の詳細な内訳の確認に役立ちます。

退職所得の源泉徴収票の摘要欄の前職分の表示・印字が変更

[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューの摘要欄に、前職分の勤続年数が表示・印字されるようになりました。
今までは、前職分の就職年月日と退職年月日（[前職分等]ボタンを押して表示される[退職所得の源泉徴収票 － 前職分]画面の[前職分]ページで登録）から、摘要欄に前職の勤続期間だけが表示されていました。
今回から、[退職所得の源泉徴収票 － 前職分]画面の[前職分]ページに「勤続年数」が追加され、前職分の就職年月日と退職年月日から勤続年数が表示され、必要に応じて修正できるようになり、摘要欄に前職分の勤続年数と勤続期間が表示されるようになりました。

上記に伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
前職分-勤続年数	PWRH030	2	数字	※処理年が平成24年以前の場合は、日付を受け入れできません。

また、摘要欄の表示・印字が以下のように変更になりました。

〇特定役員分および前職分の勤続期間に、勤続年数が表示・印字されるようになりました。

〇前職分の市町村民税および道府県民税が表示・印字されるようになりました。

配当等の支払調書の前回基準日を空欄で登録可能

[支払調書２]-[配当等の支払調書]メニューの[配当等の支払調書 － 条件設定]画面で、前回基準日を空欄のまま登録できるようになりました。
初回の配当の場合は、前回基準日が存在しないため、前回基準日を空欄で支払調書を作成してください。

市町村提出用データ作成において、退職社員の住民税徴収方法を必ず「普通徴収」で出力

磁気ディスクで提出する市町村提出用データ（[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニューで作成）および、電子申告する給与支払報告書申告データ（[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニューで作成）を作成する際に、普通徴収欄には[社員情報登録]メニューの住民税徴収方法で登録されている徴収方法で作成されていました。
今回より、退職社員については、[社員情報登録]メニューの住民税徴収方法にかかわらず「1：普通徴収」で作成されるようになりました。
これにより、退職後に住民税徴収方法を「0：特別徴収」から「1：普通徴収」に変更する手間が無くなりました。
※退職社員以外は、今まで通り、普通徴収欄には[社員情報登録]メニューの住民税徴収方法で登録されている徴収方法で作成されます。

≪ 関連メニュー ≫

・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
・[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

[納税者情報変更]メニューにサブメールアドレスが追加

国税受付システム（e-Tax）でサブメールアドレスが登録可能になりました。
これに伴い、[導入処理]-[電子申告情報変更]-[納税者情報変更]メニューに「サブメールアドレス」が追加されました。

電子申告で法定調書合計表を申請後、「無効分」と「訂正分」を再提出する場合に、まとめて送信可能

法定調書合計表（[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニューで作成）を新規で電子申告した後に、提出済みの源泉徴収票や支払調書（以下、法定調書といいます。）を修正する必要がある場合は、提出済みの法定調書と法定調書合計表の「無効分」を作成してから、修正後の法定調書と法定調書合計表を「訂正分」として作成します。
今までは、電子申告で申請する場合は、「無効分」と「訂正分」の２回送信が必要でした。
今回からは、「無効分」と「訂正分」を１度にまとめて送信できるようになりました。

同様に、[支払調書２]メニューで作成する「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」、「利子等の支払調書合計表」、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表」について、「無効分」と「訂正分」をまとめて送信することができるようになりました。

≪ 関連メニュー ≫

・[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
・[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニュー）
・[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー

付箋を全利用者で共通して利用可能

今までは、各メニューで利用する付箋の情報は、付箋を貼った利用者だけが利用できました。今回から、付箋の情報を全利用者で共通して利用することができるようになりました。
今後、付箋を貼る場合に、その情報を全利用者で共通して利用したい場合は、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択に、「全利用者で共通」を選択します。

▼例

[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択が「利用者ごと」の場合は、利用者Ａさんが貼った付箋は、Ａさんだけが参照できます。
「全利用者で共通」の場合は、利用者Ａさんが貼った付箋を、Ａさんだけでなく、利用者Ｂさんも参照できます。

注　意

○『給与奉行』『人事奉行』『就業奉行』をあわせてお使いの場合は、お使いの製品すべてVer2.04以降のプログラムが必要です。
○すでに付箋が貼ってある場合で、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの[システム設定]ページの処理単位選択を「全利用者で共通」に変更した場合は、利用者ごとに貼っていた付箋は表示されなくなります。ただし、処理単位選択を「利用者ごと」に戻すと、再度、利用者ごとに利用することができます。

[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除く設定が追加

[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの社員検索画面に、退職社員を除いて検索する設定が追加されました。
退職社員を除いて検索する場合は、「年月日以前に退職した社員を除く」にチェックを付け、年月日を指定します。
※年月日を指定しない場合は、退職社員が全員除かれます。

メニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるように変更

[管理ツール]-[利用者別設定]メニューの[メニュー設定]ページのメニュー形式が「メニューバー」の場合でも、「奉行ｉメニュー」を表示できるようになりました。
「メニューバー」の右下の アイコンをクリックすると、別ウインドウで「奉行ｉメニュー」を表示できます。
※「奉行ｉメニュー」のご利用には、インターネット接続環境が必要となります。

- **『参照専用ライセンス』の初期画面を設定できるメニューを追加**
  ＜『参照専用ライセンス』をお使いの場合＞

『参照専用ライセンス』の[お気に入り]画面について、管理者などが初期設定できる[管理ツール]-[お気に入りメニュー初期設定]メニューが追加されました。
[お気に入り]画面を初期設定すると、『参照専用ライセンス』の利用者がはじめてログインした際に、設定した[お気に入り]画面が初期で表示されます。
『参照専用ライセンス』の利用者は、初期表示内容から、独自の[お気に入り]画面に変更することもできます。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成25年８月30日時点
銀行支店辞書	平成25年９月４日時点
市町村辞書	平成25年７月１日時点
電子申告辞書	平成25年９月17日時点

税理士事務所のお客様へ

- **[税理士情報変更]メニューにサブメールアドレスが追加**

国税受付システム（e-Tax）でサブメールアドレスが登録可能になりました。
これに伴い、[導入処理]-[税理士登録]-[電子申告情報変更]-[税理士情報変更]メニューに「サブメールアドレス」が追加されました。

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD.

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.02

目次

社員情報に前回雇用情報が追加	2
搭載辞書を更新	3

【税理士事務所（ＡＳＯＳ会員）のお客様へ】	
人事労務カテゴリ製品をあわせてお使いの場合に、会社データごとに、利用する製品を設定できるメニューが追加	3

注　意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

『法定調書奉行』の機能アップ内容

社員情報に前回雇用情報が追加

社員情報に、前回雇用情報（前回入社年月日・前回退職年月日・前回退職区分）が追加されました。
定年退職で退職した社員を再雇用した場合などに、前回雇用情報を入力します。
前回雇用情報を入力する場合は、[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[基本]ページで、雇用情報を押します。

▼例

1953年４月１日入社、2013年３月31日退職し、2013年４月１日に再雇用した場合は、以下のように登録します。
前回入社年月日　1953年４月１日
前回退職年月日　2013年３月31日
入社年月日　　2013年４月１日（再雇用された年月日）
退職年月日　　空欄

※『人事奉行』をお使いの場合は、『人事奉行』の最新の【雇用履歴情報】が表示されます。

注　意

当システムの前回雇用情報を修正すると、『人事奉行』の最新の【雇用履歴情報】も変更されますので、ご注意ください。

これに伴い、汎用データの社員情報データに、以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【前回雇用情報】				
前回入社年月日	EEMP001	11	文字	
前回退職年月日	EEMP002	11	文字	
前回退職区分	EEMP008	1	数字	

参　考

詳細は、「汎用データ受入形式一覧」をご参照ください。

また、これに伴い、[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューの就職年月日と退職年月日が、雇用履歴を加味して表示されるとともに、入力できるようになりました。

- **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	平成25年２月28日時点
銀行支店辞書	平成25年３月６日時点
市町村辞書	平成25年１月１日時点
電子申告辞書	平成25年３月25日時点

税理士事務所（ＡＳＯＳ会員）のお客様へ

- **人事労務カテゴリ製品をあわせてお使いの場合に、会社データごとに、利用する製品を設定できるメニューが追加**

人事労務カテゴリの製品（『人事奉行』『給与奉行』『就業奉行』『法定調書奉行』）を同じコンピュータにセットアップしてお使いの場合に、会社データごとに利用する製品を設定できる[データ領域管理]-[データ領域保守]-[データ領域別利用製品制限]メニューが追加されました。
例えば、一部の顧問先だけと法定調書の作成業務を代行している場合に設定します。

奉行製品上のデータ領域選択画面に利用する会社データだけが表示されます。

OBC BUSINESS CONSULTANTS CO.,LTD

法定調書奉行 i シリーズ

機能アップガイド

Ver.2.01

目次

Ver.2.01　変更内容	
≪改正情報≫	
特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算について、退職所得控除額を控除した残額を２分の１する措置を廃止	2
平成24年分 年末調整の電子申告に対応	4
≪機能追加≫	
退職所得の源泉徴収票に、前職分の就職年月日と退職年月日を追加	4
法定調書合計表に、「追加分」「訂正分」「無効分」の提出レイアウトを追加	5
「追加分」「訂正分」「無効分」の法定調書合計表を電子申告で作成可能	6
搭載辞書を更新	6

≪改正内容≫----------

特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算について、退職所得控除額を控除した残額を２分の１する措置を廃止

平成25年１月１日以後に収入すべきことが確定した退職金手当等において、特定の役員等に対する退職手当等（特定役員退職手当等）に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を２分の１する措置が廃止されました。
これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。
※「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が５年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

これに伴い、当システムの[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューでは、以下のように変更されました。

○特定役員等の計算方法を変更
平成25年１月１日以後に支払われる退職所得において、役員勤続年数が５年以下の場合に、その役員勤続に対する課税退職所得金額についての課税退職所得金額の計算方法が、以下に変更されました。

変更前：課税退職所得金額 ＝ （ 支払金額 － 退職所得控除額 ） ÷ ２
↓
変更後：課税退職所得金額 ＝ 支払金額 － 退職所得控除額
※処理年が平成24年以前の場合は、改正前の計算方法で算出されます。

○［特定役員］ボタンが追加されました。
［特定役員］ボタンを押すと、［退職所得の源泉徴収票 － 特定役員退職手当等］画面が表示され、特定役員退職手当等の金額や、特定役員の勤続期間等を入力できるようになりました。
入力した内容は、摘要欄に表示されます。
※前職分がある場合は、[前職分等]ボタンを押して、［退職所得の源泉徴収票 － 前職分］画面の[特定役員分]ページで入力できます。

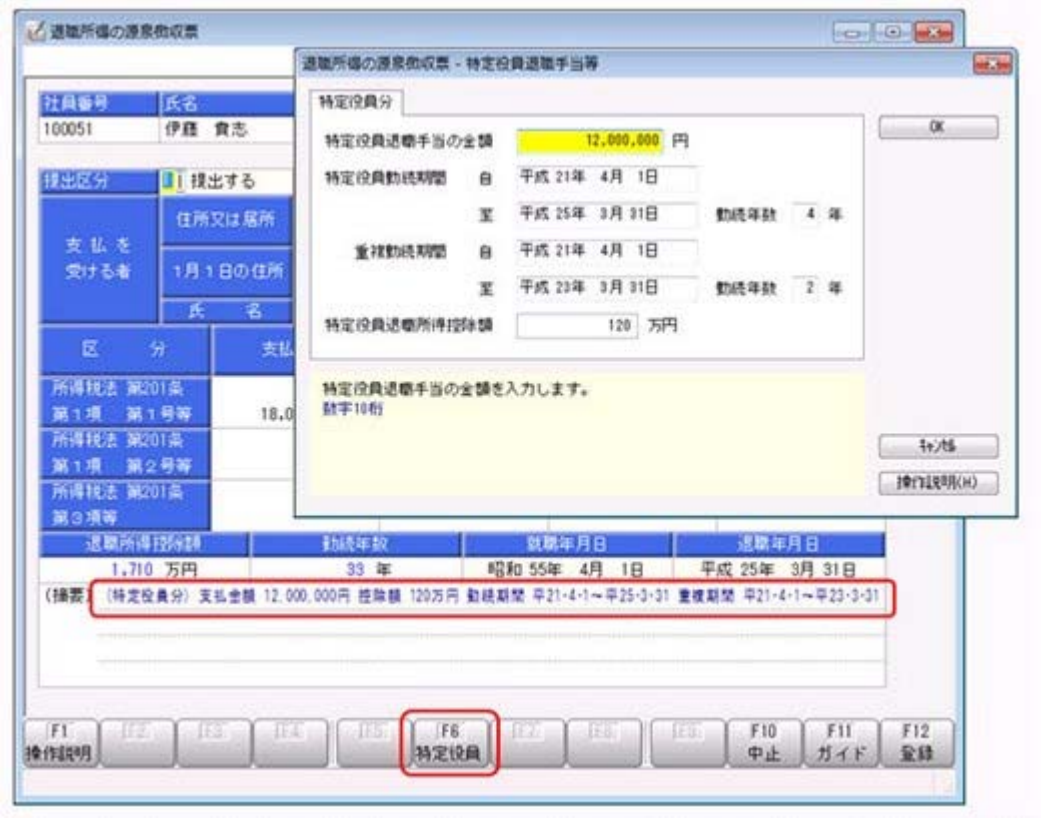

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに以下の項目が追加されました。

※汎用データの退職所得の源泉徴収票データに、以下の項目が追加・変更されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【退職所得の源泉徴収票データ】				
前職分-就職年月日	PWRH019	11	文字	※処理年が平成24年以前の場合は、年月日を受け入れできません。
前職分-退職年月日	PWRH020	11	文字	
特定役員-退職手当	PWRH021	10	数字	※処理年が平成24年以前の場合は、金額を受け入れられません。
特定役員-勤続開始年月日	PWRH022	11	文字	※処理年が平成24年以前の場合は、年月日を受け入れられません。
特定役員-勤続終了年月日	PWRH023	11	文字	
特定役員-勤続年数	PWRH024	2	数字	※処理年が平成24年以前の場合は、年数を受け入れられません。
特定役員-重複勤続開始年月日	PWRH025	11	文字	※処理年が平成24年以前の場合は、年月日を受け入れられません。
特定役員-重複勤続終了年月日	PWRH026	11	文字	
特定役員-重複勤続年数	PWRH027	2	数字	※処理年が平成24年以前の場合は、年数を受け入れられません。

平成24年分 年末調整の電子申告に対応

平成24年分の「源泉徴収票（給与支払報告書）」等のレイアウト変更に伴い、国税電子申告（ｅ−Ｔａｘ）および地方税電子申告（ｅＬＴＡＸ）のレイアウトが変更されています。
これに伴い、当システムの電子申告も以下に対応しました。

〇国税の電子申告（ｅ−Ｔａｘ）に関する変更に対応
「給与所得の源泉徴収票」「給与所得の源泉徴収票等法定調書合計表」「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表」「利子等の支払調書合計表」「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表」のレイアウト変更に対応しました。

〇地方税の電子申告（ｅＬＴＡＸ）に関する変更に対応
・「給与支払報告書（個人別明細書）」のレイアウト変更に対応しました。
・新たにｅＬＴＡＸサービスを開始する地方公共団体に対応しました。

〇電子申告辞書を更新
平成25年１月４日時点の電子申告辞書に更新しています。

≪機能追加≫

退職所得の源泉徴収票に、前職分の就職年月日と退職年月日を追加

[支払調書１]-[退職所得の源泉徴収票]メニューで、退職所得等の支払いがある社員のうち、本年中に他に退職手当等の支払いがある（所得税法第201条第１項第２号等に該当）場合に、[前職分等]ボタンを押して表示される[退職所得の源泉徴収票 － 前職分等] 画面の[前職分]ページに、前職分の就職年月日と退職年月日が追加されました。
今までは、現職分の勤続期間だけを管理していたため、前職分と現職分の勤続期間を比較していただき、勤続年数を上書き訂正する必要がありました。
前職分の就職年月日と退職年月日が追加されたことで、前職分の就職年月日と入社年月日のいずれか早い日と、前職分の退職年月日と退職年月日のいずれか遅い日から、勤続年数が自動的に通算されるようになりました。
また、入力した内容は、摘要欄に表示されます。

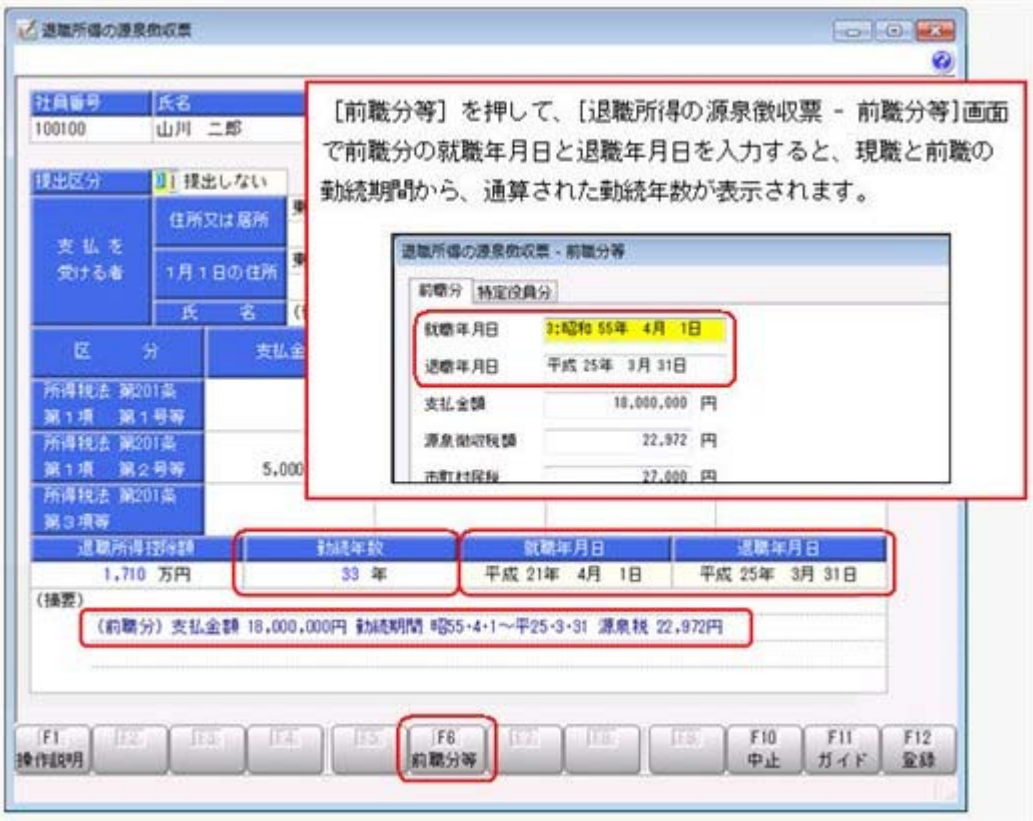

法定調書合計表に、追加分・訂正分・無効分の提出レイアウトを追加

法定調書合計表を税務署に提出した後で、源泉徴収票や支払調書の再提出が必要になった場合に、追加分・訂正分・無効分の法定調書合計表を作成・出力できるようになりました。
[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニューに「調書の提出区分」が追加され、作成する法定調書合計表に対応した「1：新規」「2：追加」「3：訂正」「4：無効」を選択できます。

> **注　意**
>
> 調書の提出区分が「1：新規」以外の場合は、人数や金額はすべて入力項目になります。
> 源泉徴収票や各支払調書からデータを集計することはできません。

これに伴い、「提出媒体」「翌年以降送付要否」が、[印刷条件設定]画面から、法定調書合計表の入力画面に移動しました。

法定調書合計表と同様に、[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー、[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー、[支払調書２]-[非居住者の給与等の支払調書]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニューにも、調書の提出区分が追加され、追加分・訂正分・無効分のレイアウトで作成・出力できるようになりました。
また、「提出媒体」が[印刷条件設定]画面から入力画面に移動しました。

≪ 関連メニュー ≫

・[支払調書２]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー
・[支払調書２]-[非居住者の給与等の支払調書]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニュー

追加分・訂正分・無効分の法定調書合計表を電子申告で作成可能

法定調書合計表の追加分、訂正分、無効分のレイアウトの電子申告に対応しました。
法定調書合計表を[電子申告]メニューから送信した後に、再提出が必要になった場合は、[支払調書１]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニューで「追加」「訂正」「無効」のいずれかの法定調書合計表を作成し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューで該当する調書の提出区分を指定して、電子申告データを作成、署名付与、送信ができます。

搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成24年11月30日時点
銀行支店辞書	平成24年12月５日時点
市町村辞書	平成24年10月１日時点
電子申告辞書	平成25年１月４日時点